

美浦村シンフォニープラン

～第3次美浦村男女共同参画計画～



令和6年3月

美 浦 村



男女共同参画都市宣言

新しい時代の動きと歴史の調和、未来への展望、
それはともに生きる人間のまちづくりです。

わたしたちは、男女がともに一人ひとりの人間として尊重しあい、ともに政治、経済、社会のあらゆる分野に等しく参画し、一人ひとりが自立し、また共同し、可能性と個性を発揮しながらいきいきと暮らせる“湖岸文化のいきづくまち・美浦”を未来につなぐため、ここに「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成 11 年 3 月 23 日

美 浦 村

美浦村議会

はじめに

美浦村では、平成26年3月に「第2次美浦村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の早期実現を目指して取組を進めてまいりました。

しかしながら、社会には依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、職場・家庭・地域など様々な場面において課題が残されております。

また、第2次計画策定から10年が経過し、少子化による人口減少や急速な高齢化の進行、家族形態の変化、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルや雇用形態、個人の価値観等の多様化など、社会情勢が大きく変化しております。

このような中で、活力ある地域社会を作るためには、女性の更なる社会参加の促進、男女の働き方の見直し、配偶者等に対する暴力の根絶など、男女共同参画社会の実現に向けた取組が大変重要になります。

この度、第2次美浦村男女共同参画計画の計画期間が満了になることから、村民の誰もが性別や年齢にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送ることが出来る魅力ある美浦村の実現を目指し、第2次計画の6つの基本計画を継承し、「第3次美浦村男女共同参画計画」を策定いたしました。

今後も、村民、地域団体、事業所や関係機関等の皆様と連携・協働して、本計画の実現に向け努めてまいりたいと思いますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画策定にあたり、意識調査やパブリックコメント等を通して貴重なご意見をいただきました村民の皆様をはじめ、美浦村男女共同参画推進会議委員の皆様、そして関係各位の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

美浦村長 中島 栄



目 次

第1章	計画の基本的な考え方	
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	3
4	基本理念	4
5	男女共同参画に関する動き	4
第2章	美浦村の現状と課題	
1	美浦村の現状	14
2	第2次美浦村男女共同参画計画（2014～2023）の進捗状況	29
第3章	計画の体系	
1	計画の体系図	32
2	施策一覧	33
第4章	計画の内容	
	基本目標 1 男女の人権を尊重する意識を高めます	37
	施策の方向 1 男女共同参画に向けた意識づくり	37
	施策の方向 2 男女が平等で多様な生き方を可能にする教育・学習への支援	40
	基本目標 2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	41
	施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識啓発	41
	施策の方向 2 働く場における男女共同参画の促進	44
	施策の方向 3 子育てや介護における男女共同参画の促進	46
	基本目標 3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	50
	施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	50
	施策の方向 2 地域活動への男女共同参画の促進	52
	施策の方向 3 国際理解と交流の促進	56
	基本目標 4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	57
	施策の方向 1 暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供	57

施策の方向 2 相談窓口の充実と効果的な支援.....	59
基本目標 5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	61
施策の方向 1 生涯を通じた男女の健康への支援.....	61
施策の方向 2 子どもや高齢者、障がい者への支援.....	62
基本目標 6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します	63
施策の方向 1 庁内の推進体制の充実	63
施策の方向 2 村民と連携する推進体制の構築.....	64
計画推進指標の設定	65
資 料	
用語解説.....	67
策定経過.....	70
村民参画.....	71
美浦村男女共同参画推進会議設置要綱.....	72
美浦村男女共同参画推進会議委員名簿.....	73
第3次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議設置要項.....	74
第3次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議委員名簿.....	75
第3次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム設置要項	76
第3次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿	77
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	78
男女共同参画社会基本法.....	83
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	87
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	99
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	107
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章.....	113
茨城県男女共同参画推進条例	115

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

美浦村では、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度までの10年間を計画期間とした「男女の個性がいきるまちを目指して～第2次美浦村男女共同参画計画～」を策定し、「男性も女性も心豊かな人生を送るために、お互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、施策を展開してきました。

この間、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、AIなどの技術進歩、世界規模の感染症の影響によるライフスタイルの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。

一方で、DV防止や男女共同参画・女性活躍を推進するための関係法制度の整備やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた世界的な取組も進んでいます。

男女共同参画に対する村民の理解は深まりつつありますが、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、ジェンダー・バイアス（社会的・文化的な性別による偏見）などはいまだ根強く残っています。

活力ある地域社会をつくるためには、村民の意識改革、女性の更なる社会参加の促進、男女の働き方の見直し、配偶者等に対する暴力の根絶など、男女共同参画社会やダイバーシティ社会の実現に向けた取組が一層求められています。

これらのことから本村は、同計画の計画期間終了に伴い、新たな課題を踏まえながら、国・県の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本村の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの方向性を示すため、第3次美浦村男女共同参画計画を策定します。

2. 計画の性格

- 本計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置付けられるものであり、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」や茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案した計画です。
- 本計画は「第2次美浦村男女共同参画計画～男女の個性がいきるまちを目指して～」の後継計画であり、「第7次美浦村総合計画」の実現を目指した分野別計画です。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づいた市町村推進計画として一体的に策定します。

○本計画は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づいた市町村基本計画として一体的に策定します。

○本計画は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づいた市町村基本計画として一体的に策定します。

○本計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえ、ジェンダー平等を基調として男女共同参画社会の実現を目指し策定します。



資料：外務省ホームページ

3. 計画の期間

この計画の期間は令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間とします。

中間年度である令和10年度には前期推進計画を検証し、後期推進計画の策定について検討するものとし、同時に基本理念の基本目標についても状況の変化に応じ見直しができるものとしします。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)
基本理念	基本理念（10年間）									
基本目標	基本目標（10年間）									
推進計画	前期推進計画（5年間）					後期推進計画（5年間）				

4. 基本理念

「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会を実現するため、次の5つの基本理念を掲げています。

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

村民の誰もが、性別や年齢などに関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが豊かな人生を送ることができる魅力ある美浦村の実現を目指し、従前の計画の基本理念を継承します。

5. 男女共同参画に関する動き

(1) 世界の動き

○昭和50（1975）年 「国際婦人年」設定

昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の10年」とすることを宣言しました。

同年メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」では、女性の自立や地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

○昭和54（1979）年 「女子差別撤廃条約」採択

○昭和55（1980）年 「国連婦人10年後半期行動プログラム」採択

コペンハーゲンにおいて「国連婦人の10年」中間年世界会議が開催され、「世界行動計画」の前半期における実施状況の検討及び評価を踏まえ「後半期行動プログラム」が採択されました。

同会議の会期中に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われ、日本もこれに署名しました。

○昭和60（1985）年 「ナイロビ将来戦略」採択

ナイロビ（ケニア）において開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

○平成5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

ウィーンで開催された世界人権会議で女性に対する暴力は人権侵害と位置付けられ「ウィーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示されたことを受け、国連総会で「宣言」が採択されました。

○平成7（1995）年 「北京宣言及び行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国、NGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

○平成12（2000）年 「女性2000年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施の為の更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

○平成17（2005）年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

○平成23（2011）年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として、既存のジェンダー関連4機関を統合した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足しました。

○平成27（2015）年 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

国連において「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴールのひとつに「ジェンダー平等と女性・女兒のエンパワーメント」が掲げられました。

○平成28（2016）年 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意

G7伊勢志摩サミットでは、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標（SDGs）の実施に貢献するとの観点から、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意しました。

○令和元（2019）年 G20「大阪首脳宣言」

G20大阪サミットにおいて、不平等に対処することによる成長の好循環の創出として、ジェンダー平等と女性のエンパワメントが不可欠であるとの「G20大阪首脳宣言」が採択されました。

○令和2（2020）年 第64回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合開催

1995年の「北京宣言及び行動綱領」が採択されて25周年。国連では、第64回国連女性の地位委員会をはじめ、様々な国際会議が開催されました。またUN Womenは「北京報告書25年後の女性の権利レビュー」を刊行し、北京宣言及び行動綱領採択後の女性の権利の進展とそれを阻む障害を検証しました。

○令和5（2023）年 G7「栃木県・日光女性活躍担当大臣会合」開催

女性の経済的エンパワメントや性的・ジェンダーに基づく暴力への対応等について議論し、G7ジェンダー平等大臣共同声明「日光声明」を取りまとめました。

○令和5（2023）年 G20「女性活躍担当大臣会合」開催

インドのガンディナガルで開催され、「世代間変革を先導する女性主導の包摂的な開発」を全体のテーマに、ジェンダー平等の達成と全ての女性と女児のエンパワメントに向けた責任（コミットメント）を再確認しました。

（2）日本の動き

○昭和50（1975）年 婦人問題企画推進本部設置（内閣府）

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、婦人問題企画推進会議を開催しました。

○昭和52（1977）年 「国内行動計画」策定

○昭和60（1985）年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

○昭和61（1986）年 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大

○昭和62（1987）年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

○平成3（1991）年 「育児休業法」の公布

○平成6（1994）年 「男女共同参画室」・「男女共同参画審議会」設置

○平成8（1996）年 「男女共同参画2000年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○平成11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」施行

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

○平成12（2000）年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

○平成13（2001）年 「配偶者暴力防止法（DV防止法）」公布

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「配偶者暴力防止法」又は「DV防止法）」が公布されました。

○平成15（2003）年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」
閣議決定

社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合が平成32（2020）年までにすくなくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

○平成17（2005）年 「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定

○平成19（2006）年 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」
「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

○平成22（2010）年 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

○平成25（2013）年 「日本再興戦略」閣議決定
「女性の活躍推進」が戦略の中核に位置付けられました。

○平成27（2015）年 「女性の活躍推進法」公布
自らの意思によって職業生活を営み、又営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されました。

○平成27（2015）年 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定
安保理決議第1325号（女性と平和・安全保障の問題を明確に関連付けた初の安保理決議）等の履行に関する行動計画を策定されました。

○平成30（2018）年 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行
「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」策定

○令和元（2019）年 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布

○令和2（2020）年 「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

○令和4（2022）年 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布
（令和6年4月施行）

○令和5（2023）年 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布（令和6年4月施行）

（3）茨城県の動き

○昭和53（1978）年 「青少年婦人課」を設置

茨城県における男女共同参画への取組として、婦人問題の担当課として生活福祉部に「青少年婦人課」が設置されました。

- 平成3（1991）年 「いばらきローズプラン21」策定
「茨城県女性対策推進本部」設置
茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。
- 平成7（1995）年 「いばらきハーモニープラン」策定
茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。
- 平成13（2001）年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定
男女共同参画の推進について5つの基本理念を定め、男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野において男女共同参画の推進に取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行されました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」の設置や「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称変更など、推進体制が整備されました。
- 平成14（2002）年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定
「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。
- 平成17（2005）年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が茨城県女性青少年課に開設されました。
- 平成18（2006）年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定
- 平成23（2011）年 「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定
- 平成28（2016）年 「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」策定
- 平成30（2018）年 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編
- 平成31（2019）年 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正
- 令和元（2019）年 「いばらきパートナーシップ宣誓制度」導入
「パートナーシップ宣誓制度」は、性的少数者のカップルを自治体が結婚に相当する関係として認めるもので、茨城県が全国の都道府県で初めて導入しました。
- 令和2（2020）年 「ダイバーシティ推進センター」設置
「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し、「男女共同参画センター」を設置し、その名称を「ダイバーシティ推進センター」に改称しました。
- 令和3（2021）年 「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」策定

(4) 美浦村の動き

○平成6（1994）年 「美浦村第4次総合計画」策定

「美浦村第4次総合計画」において、「男女共同参画型社会の形成」を位置づけ取り組みをはじめました。

○平成9（1997）年 「美浦村女性行政推進協議会」発足

企画財政課内に女性行政担当係を設置し、「美浦村女性行政推進協議会」を発足させました。住民の意識と実態を把握するため「美浦村女性問題に関する村民意識調査」を実施しました。

○平成11（1999）年 「男女共同参画都市宣言」決議

美浦村及び美浦村議会が「男女共同参画都市宣言」を決議しました。

○平成12（2000）年 「第1回女性議会」開催

「男女共同参画都市宣言」を記念したモニュメントを光と風の丘公園内に設置しました。さらに、「第1回女性議会」を開催しました。

○平成13（2001）年 「男女共同参画社会の実現にむけて提言書」提出

女性行政推進協議会により提言書が提出されました。

○平成14（2002）年 「美浦村男女共同参画計画策定委員会」等設置

平成13年に提出された提言書に述べられている男女共同参画計画策定に向け、各種団体の代表者等から組織される「美浦村男女共同参画計画策定委員会」と、庁内組織である「美浦村男女共同参画庁内連絡会議及びワーキングチーム」が設置されました。また、「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施しました。

○平成15（2003）年 「美浦村男女共同参画計画」策定

「男女の個性がいきるまちを目指して 美浦村男女共同参画計画」を策定し、計画策定を記念し、女性行政推進協議会が主体となり「男女が互いに輝くために」をテーマとした第1回男女共同参画セミナーを開催しました。

○平成16（2004）年 第2回男女共同参画セミナー開催

○平成18（2006）年 「ペアテの贈りもの」上映会&ジャズコンサート開催

男女共同参画の更なる推進を図るため、中央公民館において開催しました。また、出前講座を実施するなど新たな取り組みも実践にうつしました。

○平成19（2007）年 講演会「DV被害者と向き合って」開催

新たな女性団体が組織され、団体が主となり沢山のイベントが開催されました。

○平成24（2012）年 「第2次男女共同参画計画」策定

「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」を実施し、「第2次男女共同参画計画」を策定しました。

○平成30（2018）年 「男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査」実施

「第2次美浦村男女共同参画計画」で掲げた基本目標がどの程度達成できたかを評価するため、意識調査を実施しました。

○平成31（2019）年 「第2次男女共同参画計画 後期推進計画」策定

前年に行った意識調査の結果をもとに、第2次男女共同参画計画で推進計画について見直しを行い、後期推進計画を策定しました。

○令和4（2022）年 戦時下のジェンダーについて講演会を開催しました

戦時下のジェンダー「満蒙開拓青少年義勇軍と大陸に渡った女性たち」というテーマで講演会を開催しました。今までの講演会と比べ男性の参加比率が大きく高まり、ジェンダー平等について男性の興味関心を促す効果がみられました。

○令和4（2022）年 「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」実施

「第3次美浦村男女共同参画計画」に活用するため、意識調査を実施しました。また、今回初めて美浦中学校生徒を対象としたアンケート（以下、「中学生アンケート」という。）も実施しました。



男女共同参画都市宣言を記念して

“男女がともに生きるということは互いに個性を尊重し平等にあること”彫刻家藤本均定成氏の石彫「関係」は、丸と四角の二つの形体により、それを私たちに語りかけます。美浦村は、1999年3月、男女が共に社会のあらゆる分野に等しく参画し、一人ひとりが自立、共同し、可能性と個性を發揮しながらいきいきと暮らせることをめざして、「男女共同参画都市宣言」を致しました。私たちはこの尊い思想をこのモニュメントにこめ、広く未来に伝えたいと願います。

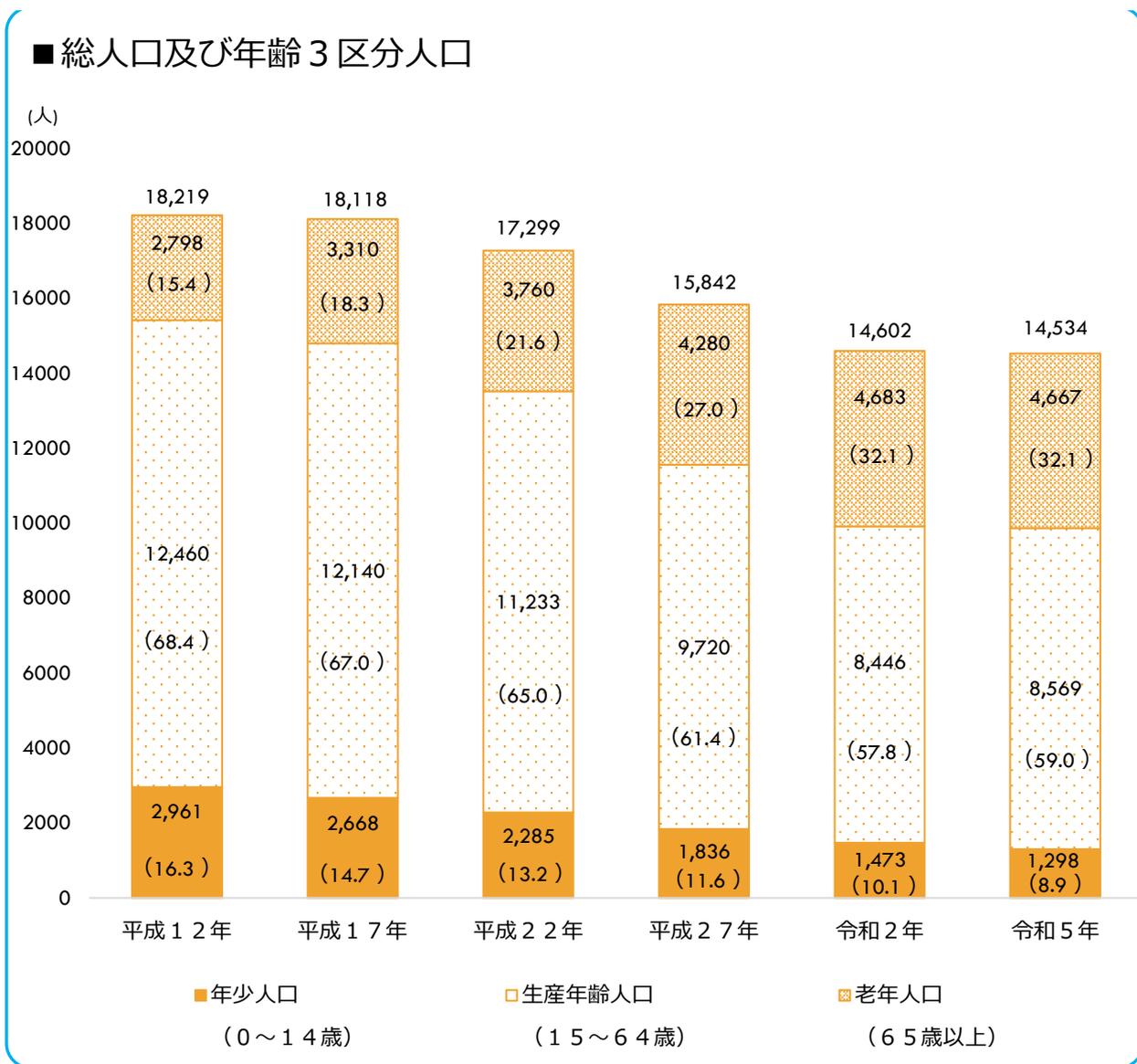
第2章 美浦村の現状と課題

1. 美浦村の現状

(1) 総人口、年齢3区分別人口

美浦村の総人口は令和5年4月1日現在では14,534人となっており、平成12年をピークに年々減少しています。

また、年齢3区分では、65歳以上の老年人口の割合が増加しています。反対に年少人口は人口数も割合も減少しています。



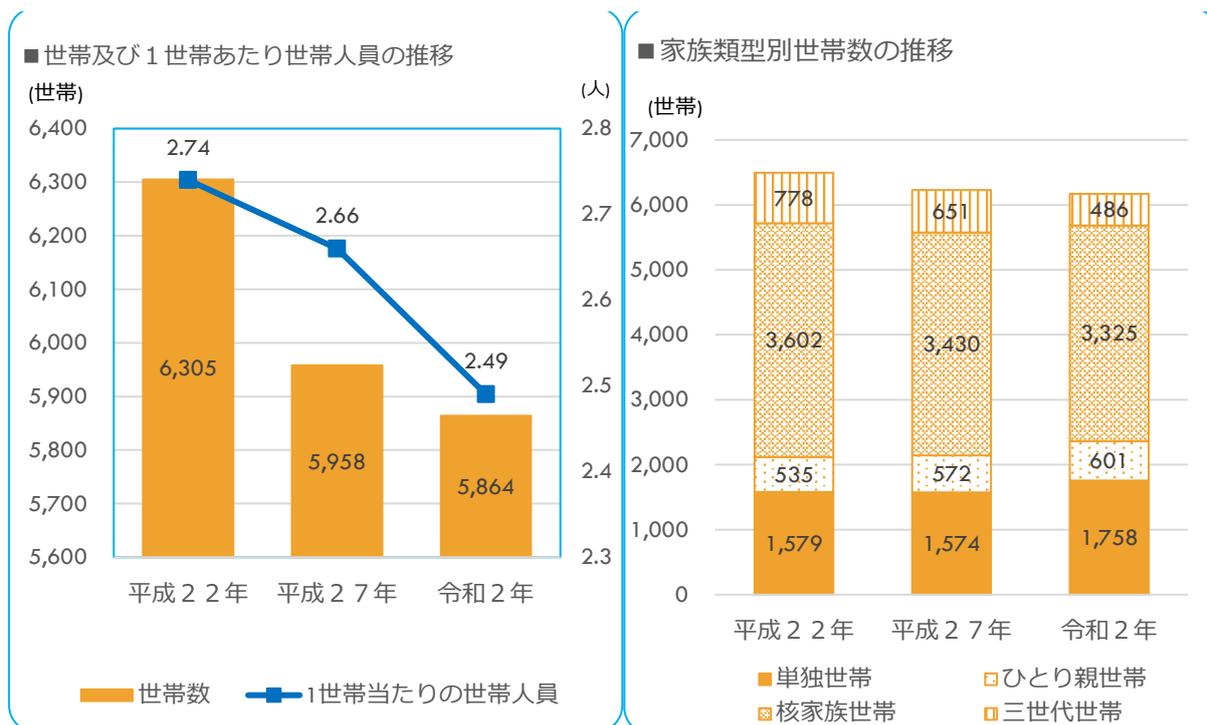
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)
令和5年は茨城県常住人口調査(4月1日現在)

(2) 世帯数の推移

美浦村の世帯数は年々減少しており、令和2年には5,864世帯となっています。また、1世帯あたりの世帯人員も減少が続いており、令和2年の1世帯あたりの人口は2.49人となっています。

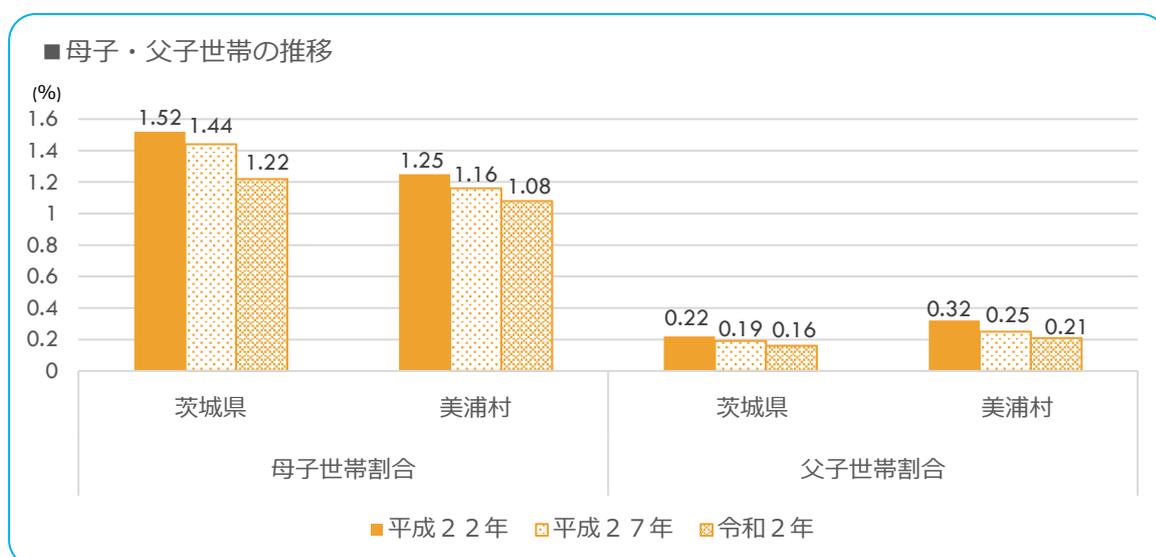
家族類型別では、三世帯世帯と核家族世帯が減少し、一人親世帯と単独世帯が増加しています。

母子世帯と父子世帯の割合は、県全体と比較すると、母子世帯は少なくなっているものの、父子世帯の割合は多くなっています。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

※ひとり親世帯とは「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計を指す。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日現在）

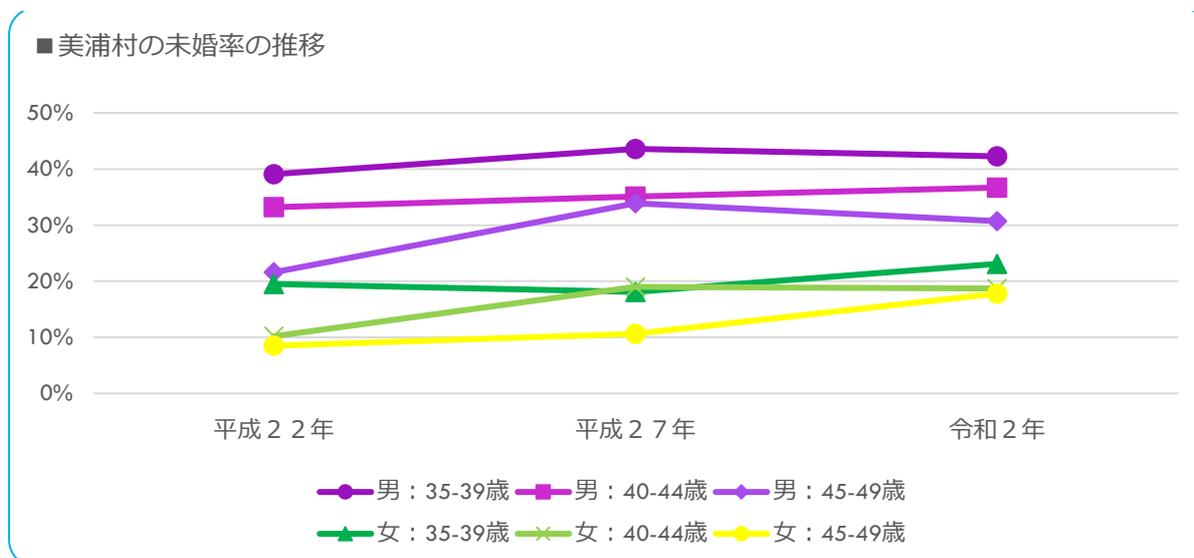
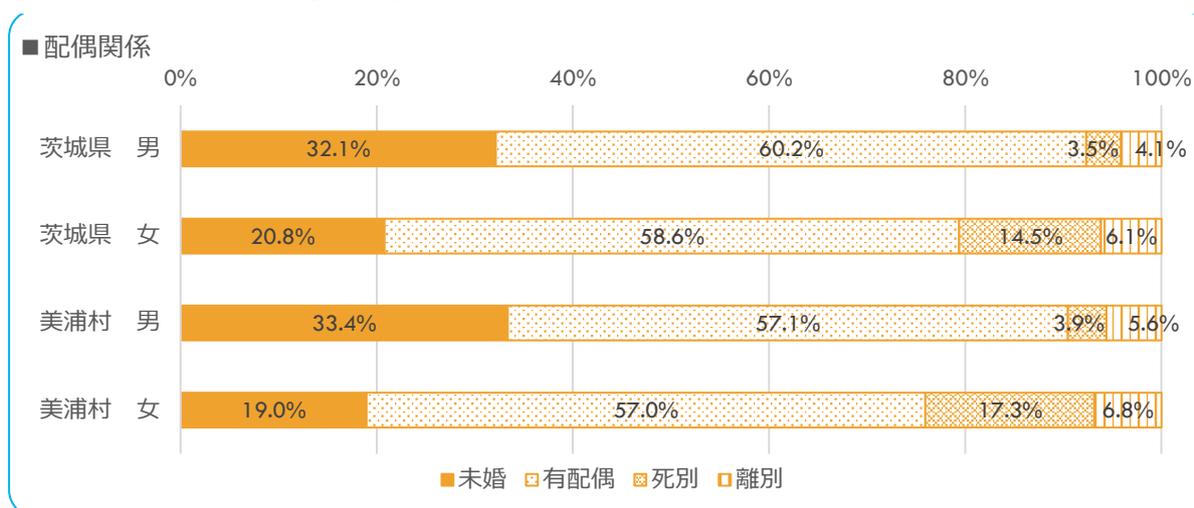
(3) 配偶関係

令和2年国勢調査における美浦村の男女別15歳以上人口を配偶関係別にみると、男性は「有配偶」が57.1%であるのに対し、「未婚」が33.4%に上っています。また「死別」が3.9%、「離別」が5.6%となっています。

一方、女性は「有配偶」が57.0%であるのに対し、「未婚」は19.0%となっています。女性では「死別」が17.3%になっており、高齢化とともに夫に先立たれるケースが多くなっているものと思われます。また「離別」が6.8%になっており、離婚する夫婦が多くなっていることを推測させます。

15歳以上人口の男女に占める「未婚」の割合について茨城県と美浦村とを比較すると、茨城県では男性の未婚者が32.1%、女性は20.8%です。それに対し、美浦村では男性の未婚者がやや多く、女性の未婚者はやや少ないことが分かります。

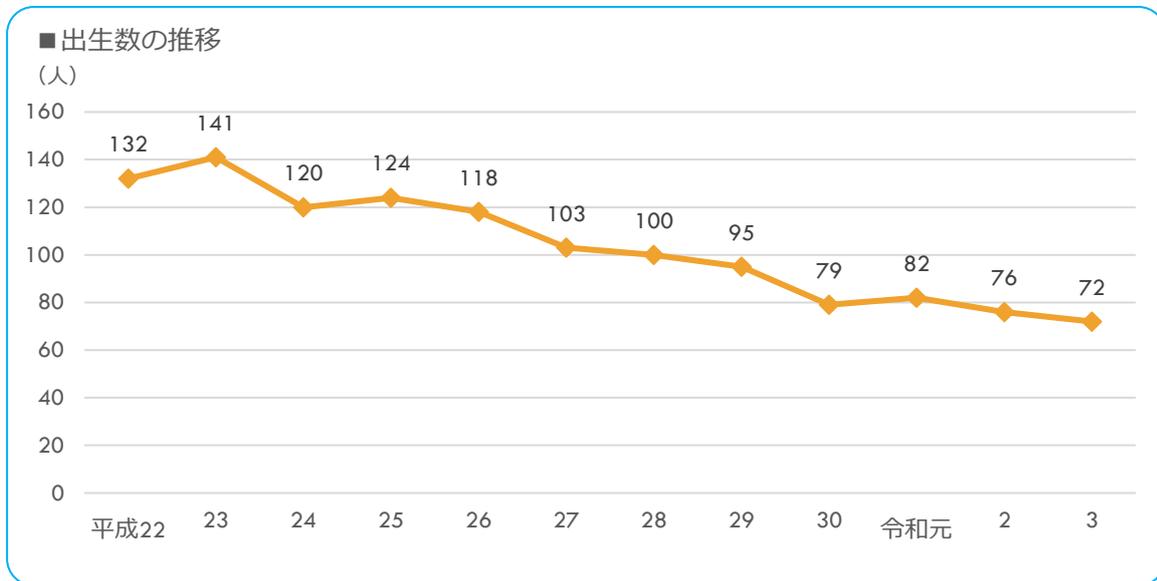
また、未婚率を年齢階級別にみると、男女ともにほとんどの世代で増加していることが分かり、特に45～49歳の男女ともに10年の間に9ポイント以上の上昇がみられます。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

(4) 出生数の推移

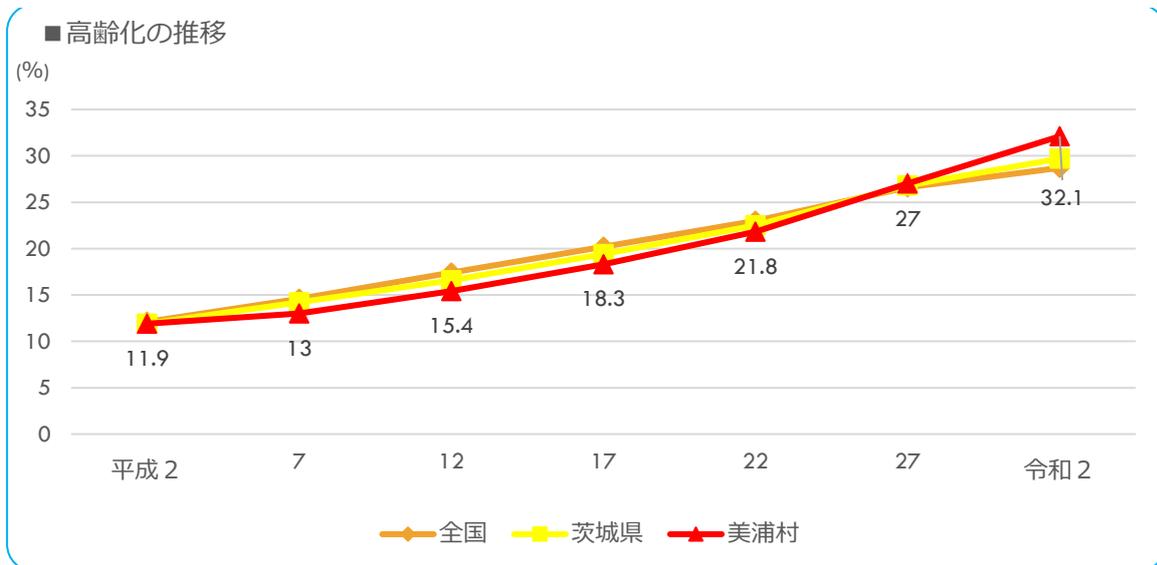
美浦村の過去12年間の出生数をみると、平成23年の141人以降、生まれる子どもの数は減る傾向にあり、令和3年には72人となっています。



資料：茨城県厚生総務課「人口動態統計」

(5) 高齢化率の推移

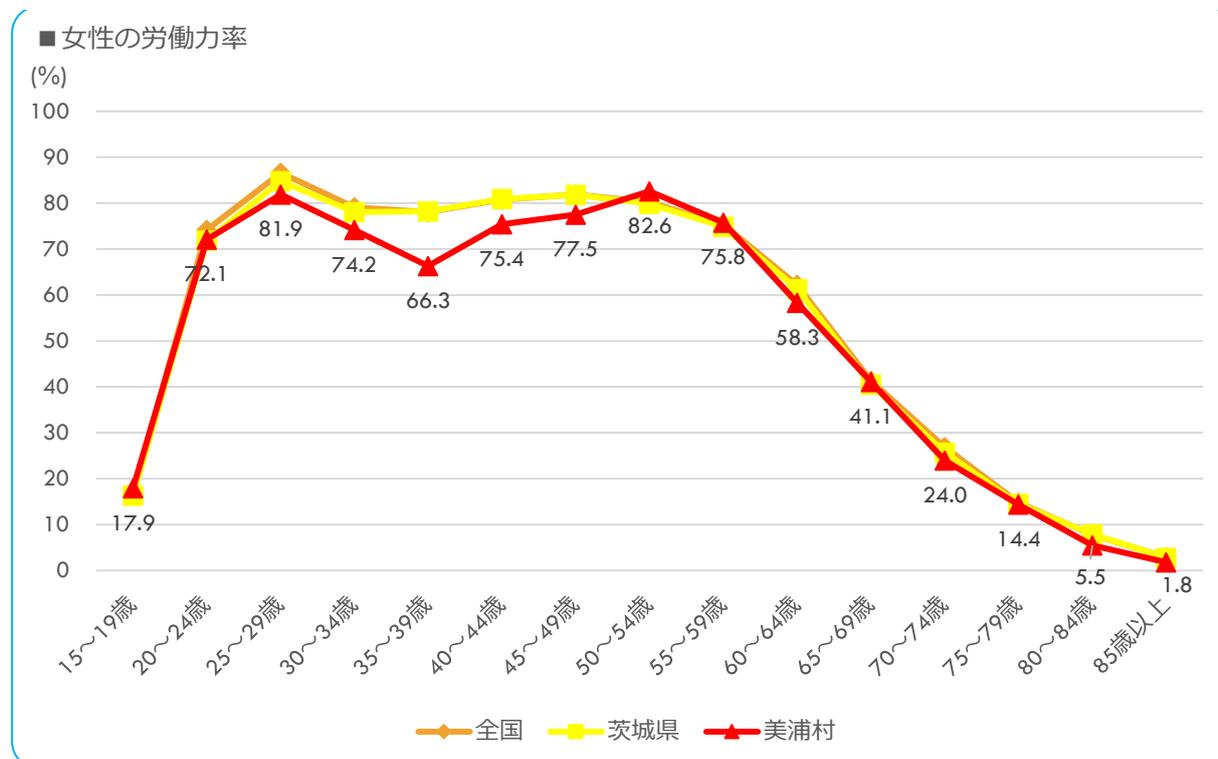
美浦村の高齢化率は、全国や県とほぼ同じで、傾向としては年々上昇しています。



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日現在)

(6) 女性の就労の状況

美浦村における女性の労働力率をみると、全国及び茨城県と比べて労働力率が低い年代が多くなっています。また、子育て世代が離職することにより生じる、いわゆるM字曲線の底が全国及び茨城県よりも深くなっています。

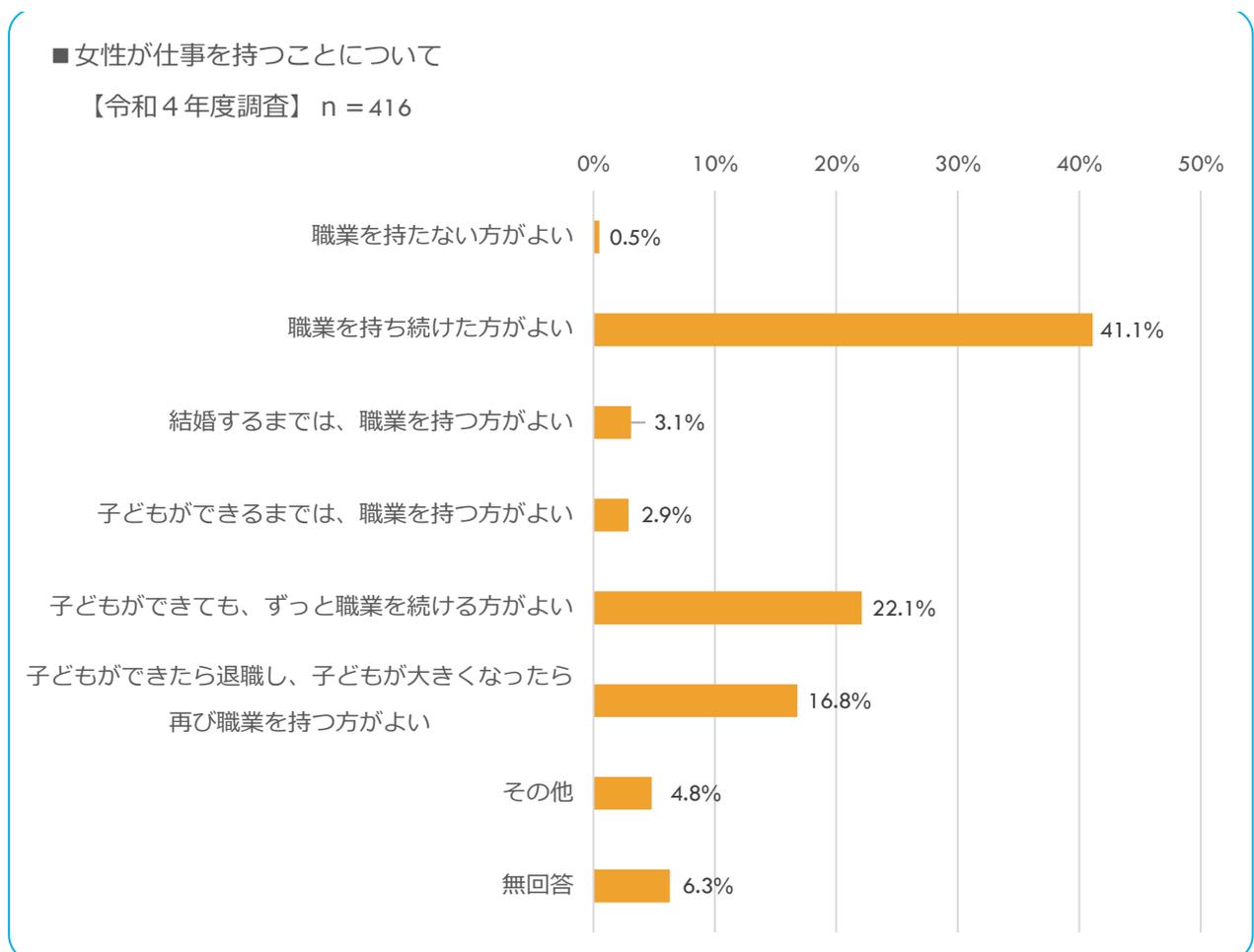


資料：総務省「国勢調査」（令和2年10月1日現在）

令和4年度に実施した「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」によると、女性が職業を持つことについて、全体では「職業を持ち続けた方がよい」と答えた人が41.1%と最も高くなっており、次いで「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」と答えた人が22.1%となりました。しかし、「子どもができたなら退職し、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と答えた人も16.8%となりました。

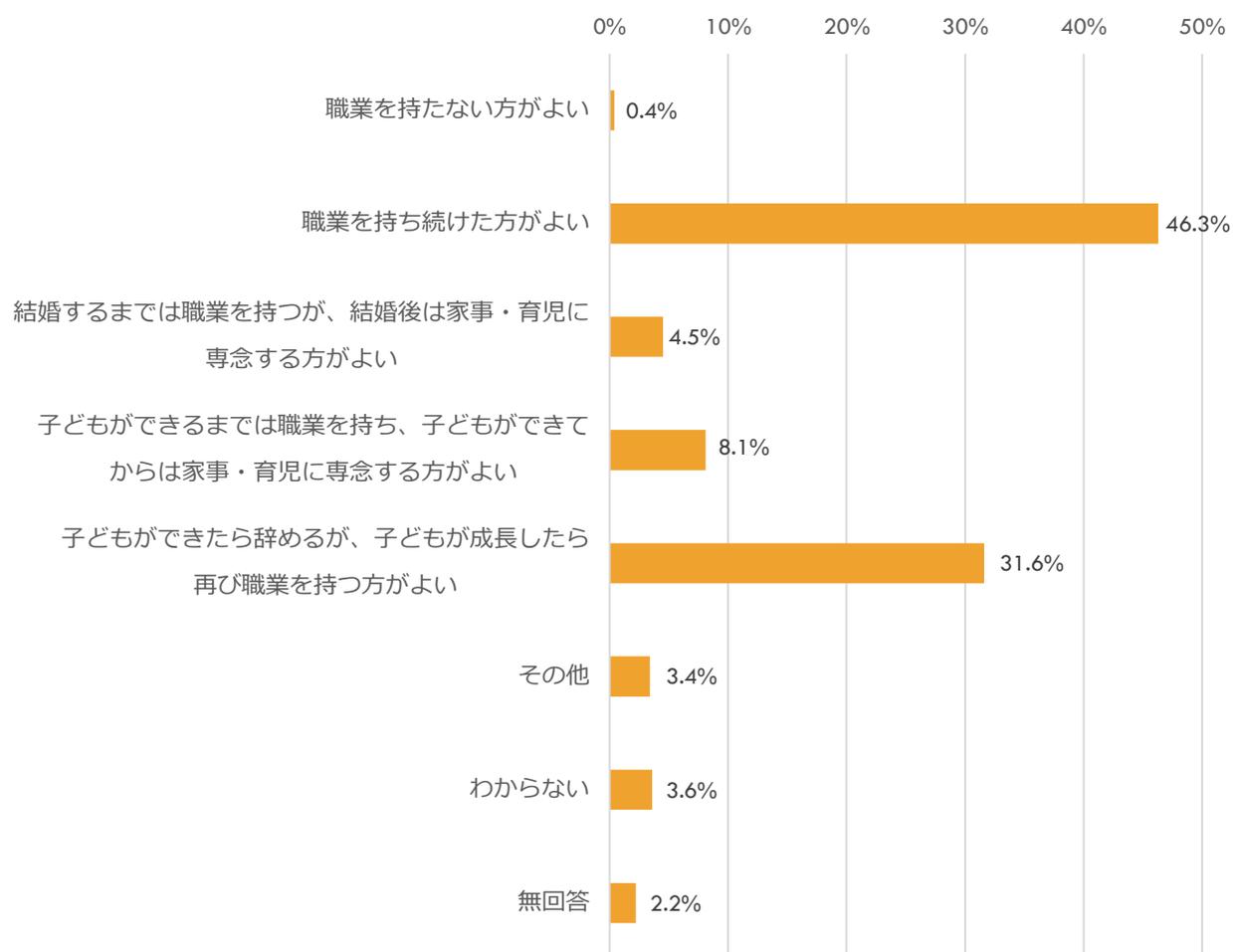
今回行った調査結果と平成29年度の調査結果を比較すると、「子どもができたなら退職し、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と答えた人の割合が31.6%から16.8%と14.8ポイント低くなっており、女性が子どもを産んでも仕事をつづけた方がよいと考える人が以前より増加していることがわかりました。

※「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」とは、令和4年10月に村民1,500人を無作為抽出して行ったアンケートで、416人の方から回答をいただきました。（回答ごとの四捨五入により、構成比の合計が100%にならないものもあります。）



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

【平成29年度調査】 n = 546

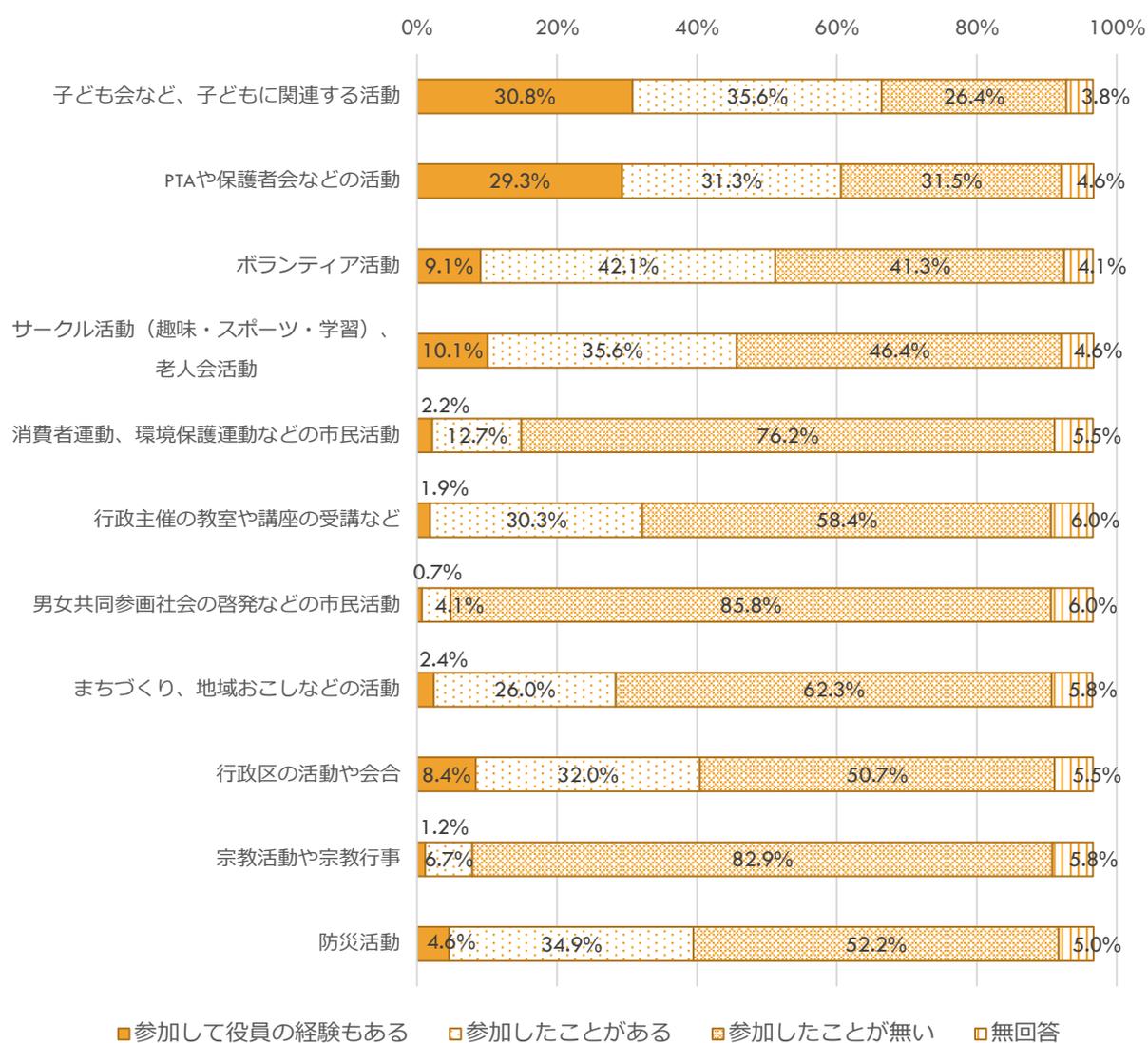


資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

(7) 政策・方針決定過程への参画状況

地域での活動について、どのようなものに参加しているか調査したところ「参加して役員の経験もある」や「参加したことがある」と答えた人の割合が最も高かったのは「子ども会など、子どもに関する活動」と「PTAや保護者会などの活動」でした。逆に消費者運動や環境保護運動などの市民活動、男女共同参画の啓発など市民活動に関するものについては、「参加したことが無い」と答えた人の割合が少なくなっています。

■ 地域活動の参加状況

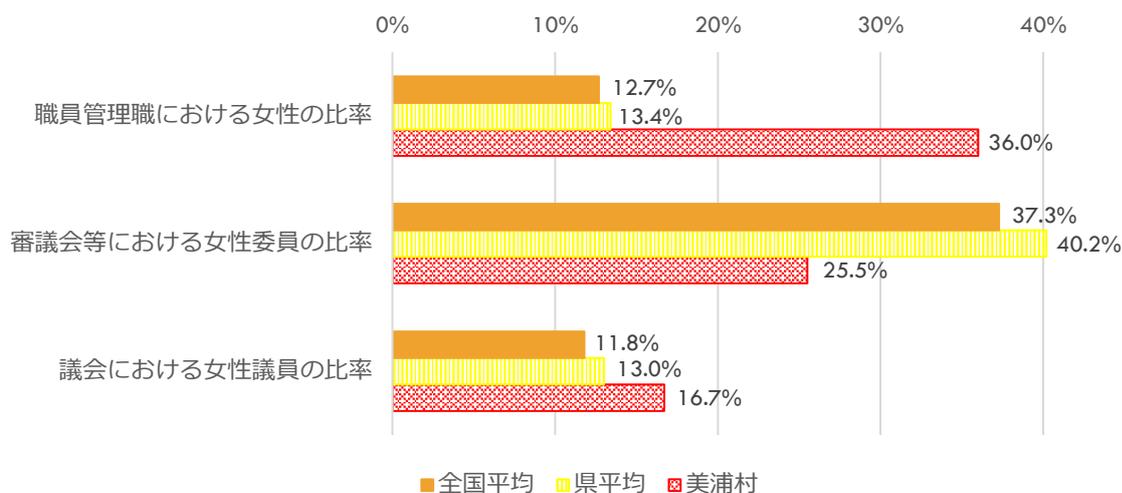


資料：男女共同参画に係る美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

意思決定の場への女性の参画状況をみると、本村の職員管理職における女性の割合や本村の女性議員の割合は全国や県平均を上回っています。一方、審議会等における女性の登用率については、平成29年度の状況と比較すると3.7ポイント高くなっているものの、全国や県平均を下回っており、女性の参画がまだ少ないことがうかがえます。しかし、本村の状況は平成29年度の状況と比較すると、増加傾向にあり、少しずつ参画が進んでいることが分かります。

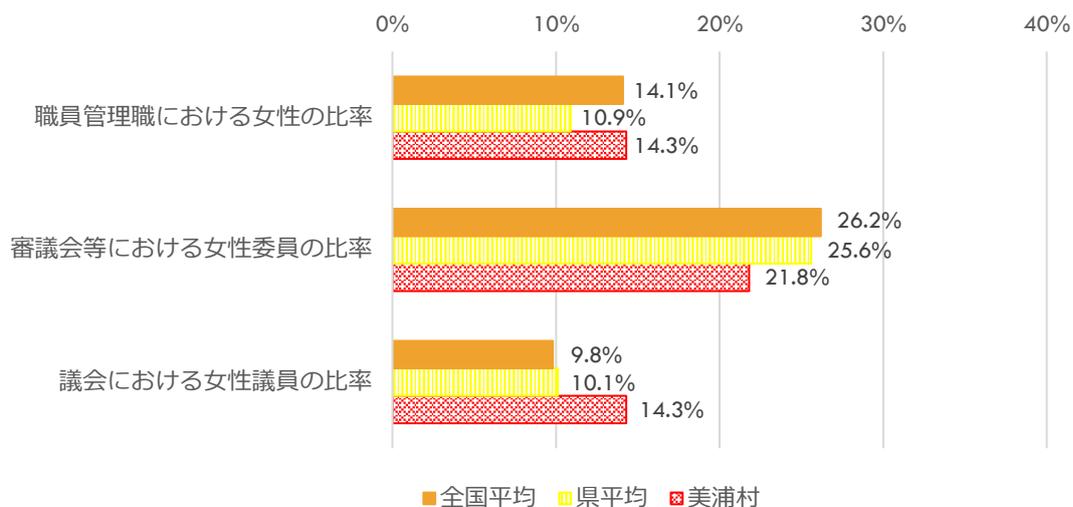
■ 議会及び審議会等における女性の割合

【令和4年度】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の進捗状況」（令和4年4月1日現在）
令和5年4月現在 議会事務局

【平成29年度】



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の進捗状況」（平成29年4月1日現在）
平成30年4月現在 議会事務局（全国、県平均は平成28年12月現在 総務省）

(8) ワーク・ライフ・バランスの状況

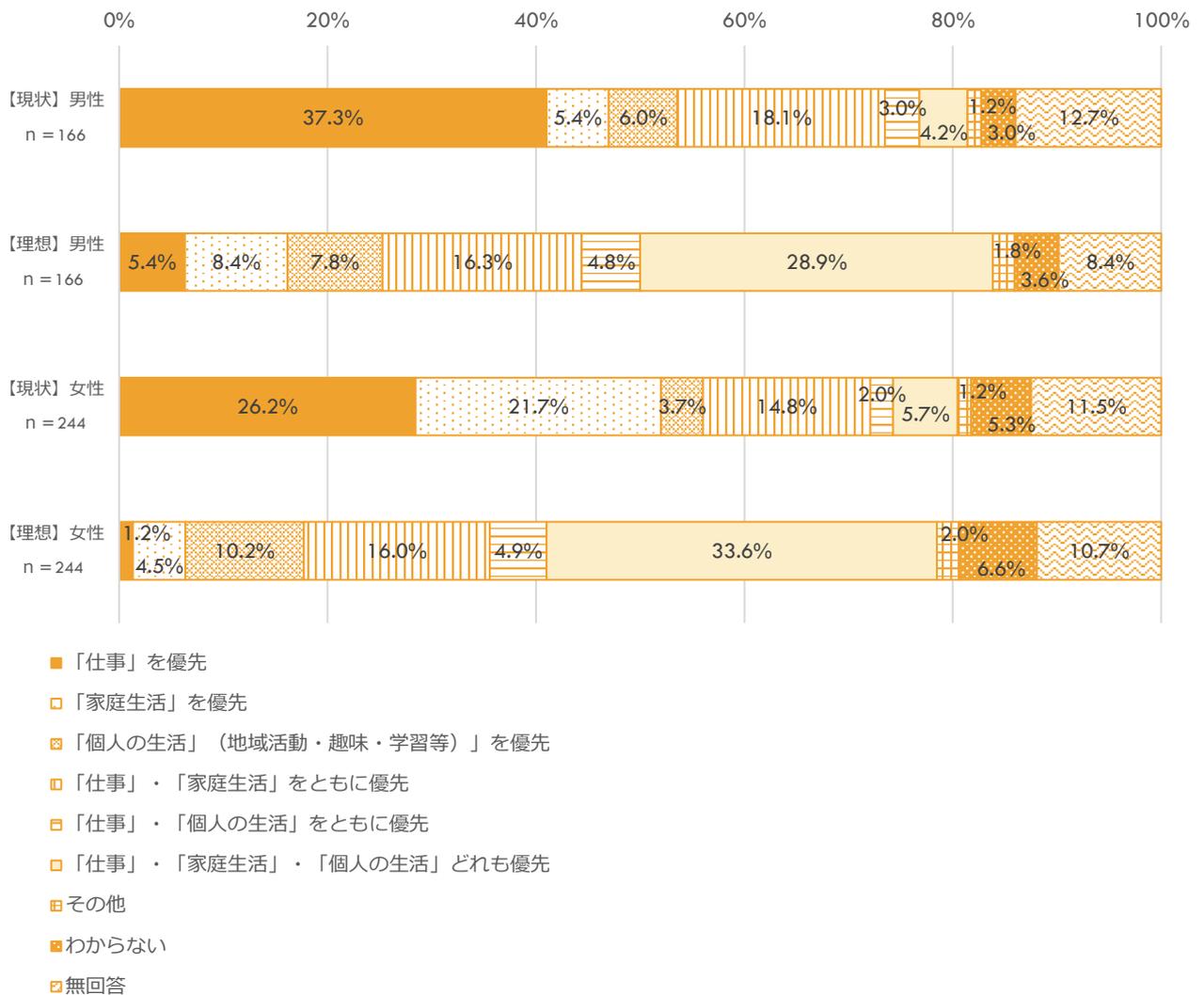
ワーク・ライフ・バランスの状況をみると、男女ともに【理想】は「仕事、家庭生活、個人の生活どれも優先したい」と答えた人の割合が最も高く、平成29年度調査の結果と比較すると、男女ともにその割合は上がっています。特に女性に関しては、15ポイント以上の増加がみられました。

次に【現状】では、こちらも男女ともに「仕事を優先している」と答えた人が高い割合を占めており、平成29年度調査の結果と比較すると、男性はほぼ横ばいですが、女性に関しては11.5ポイント増加しています。

また、この5年の間に「個人の生活」を優先している又は優先したいと考えている人が増加しているのが分かり、コロナ禍での生活環境の変化が伺える結果となりました。

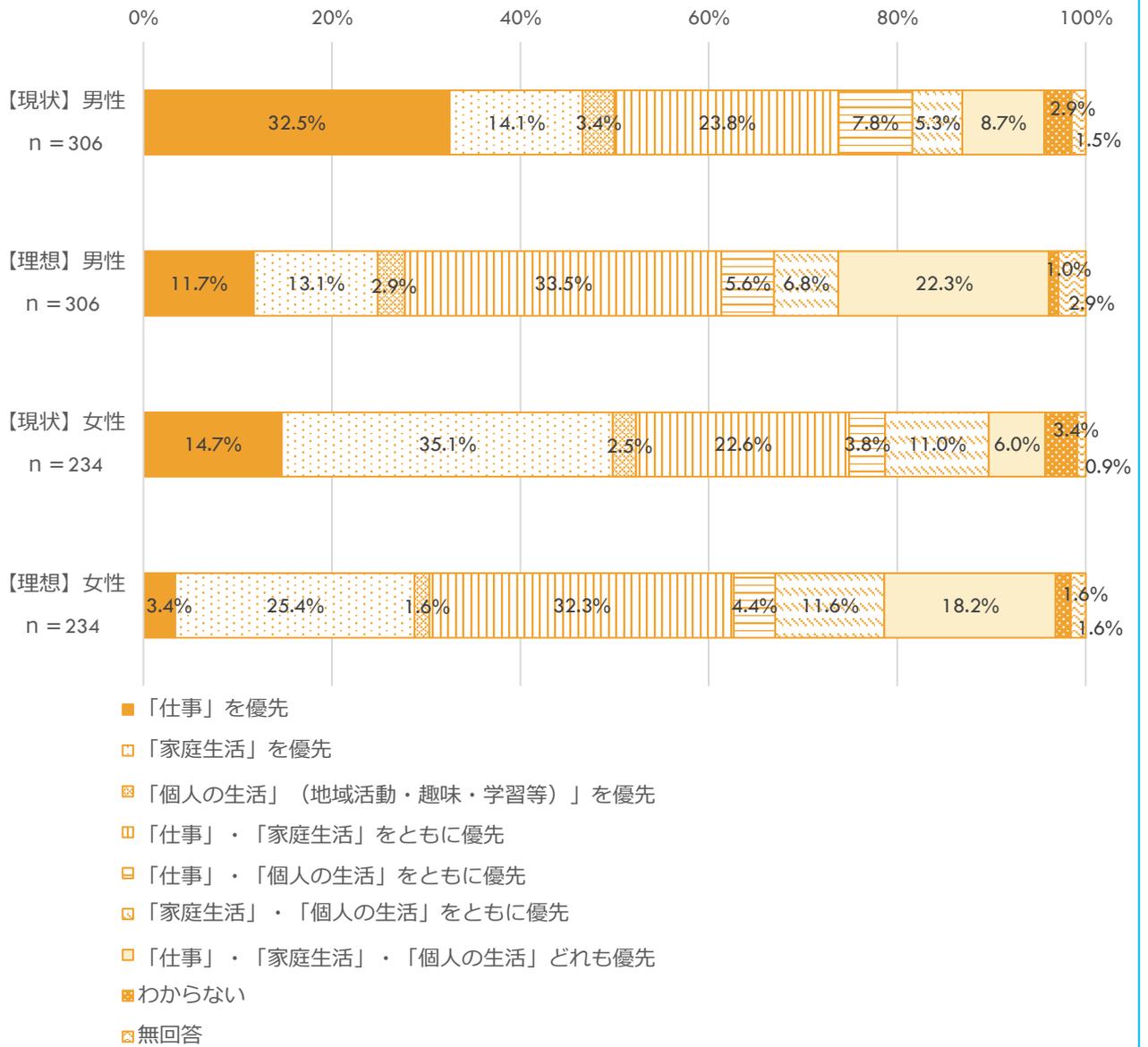
■ 仕事・家庭生活・個人の生活の理想と現実

【令和4年度】



資料：男女共同参画に係る美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

【平成29年度】



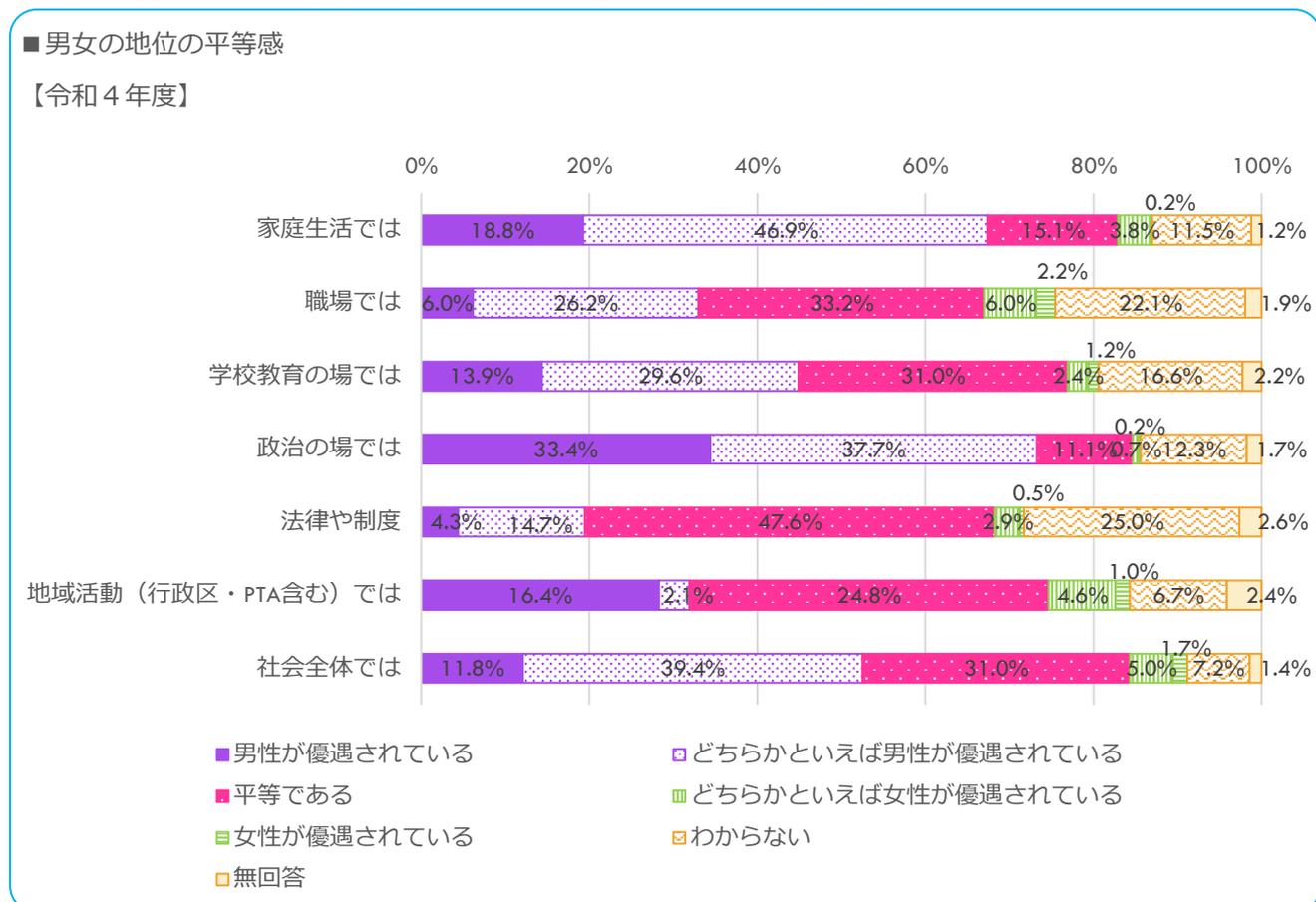
資料：男女共同参画社会に係る美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

(9) 男女平等の意識について

家庭や学校、職場など7つの分野に分けて、それぞれの分野における男女の地位の平等についてたずねたところ、すべての分野において女性より男性が優遇されていると答えた人が多い結果となりました。特に「政治の場」や「家庭生活」では「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人が6割以上おり、男女間の不平等はまだ根強く残っていることがわかります。

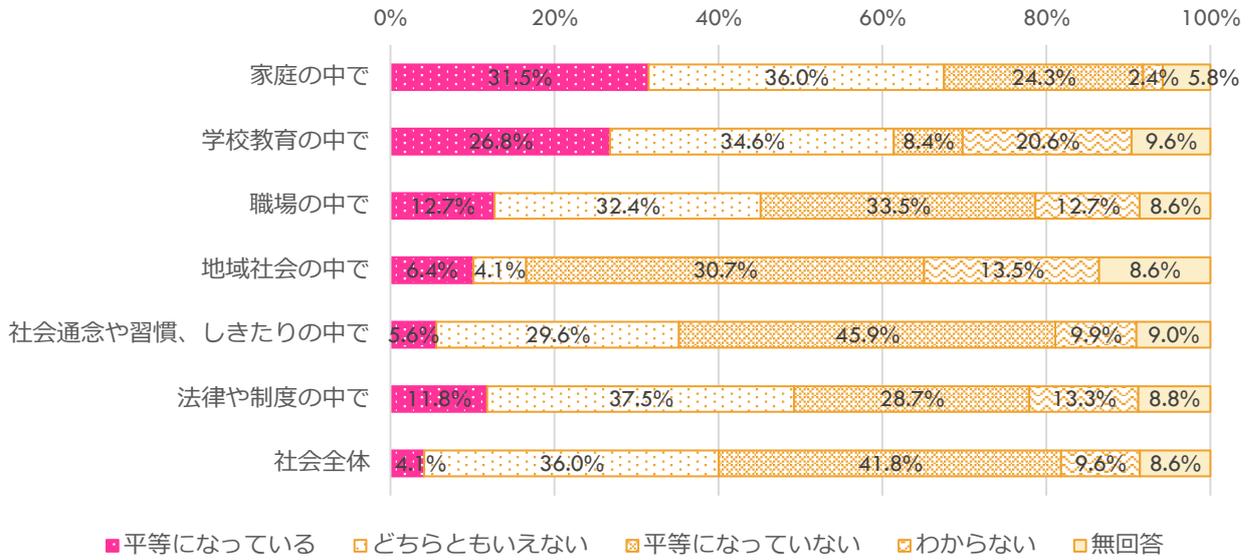
しかし、今回の結果を平成29年度調査結果と比較すると、「学校教育の場」や「職場」「法律や制度」の項目に関しては「平等である」と答えた人の割合が増えてきていることから、この5年間にわずかながら男女平等意識に変化が見られることがうかがえます。

また、今回は中学生アンケートを実施しており、その結果をみると「学校教育の中」では「平等である」と答えた人の割合が最も高くなっています。どちらの項目についても「わからない」が3割以上を占める結果となりましたが、18歳以上を対象とした村民意識調査の結果と比較すると、中学生アンケートでは「女性が優遇されている」又は「どちらかといえば女性が優遇されている」と感じている人が多いことがわかりました。



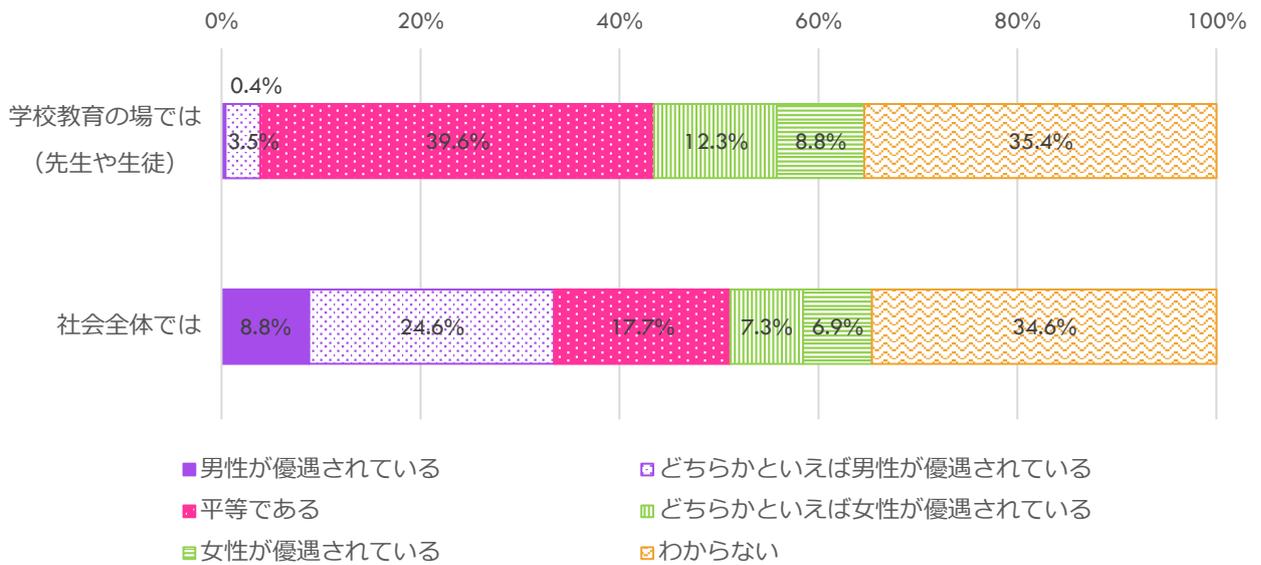
資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

【平成29年度】



資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

■ 中学生アンケート

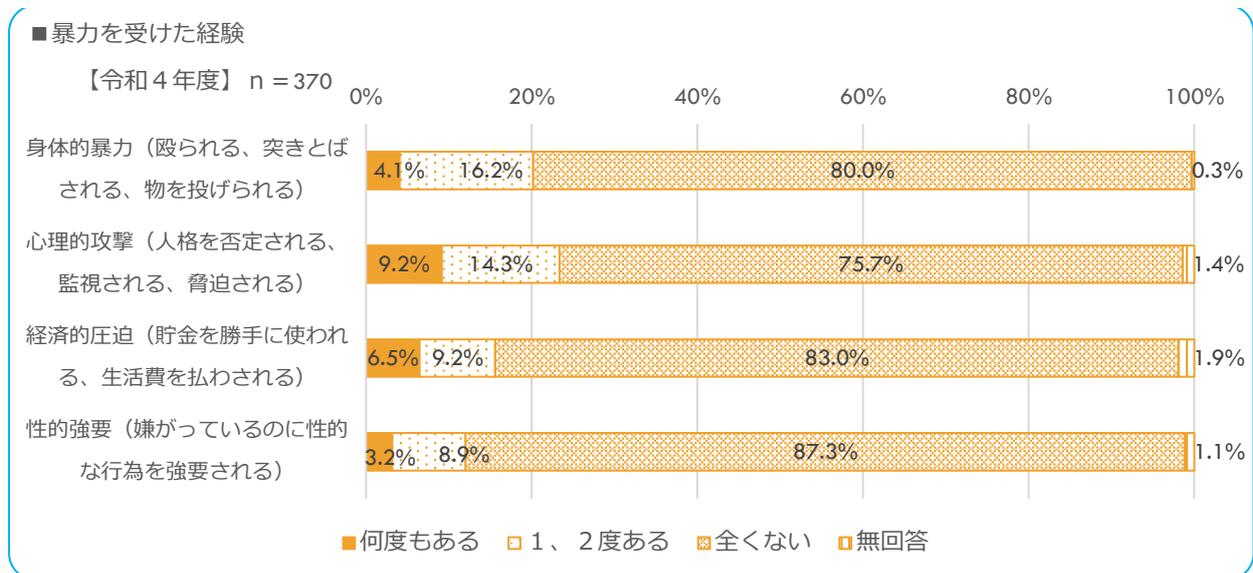


資料：美浦村総合計画等に関するアンケート（2022）中学生用（令和4年10月実施）

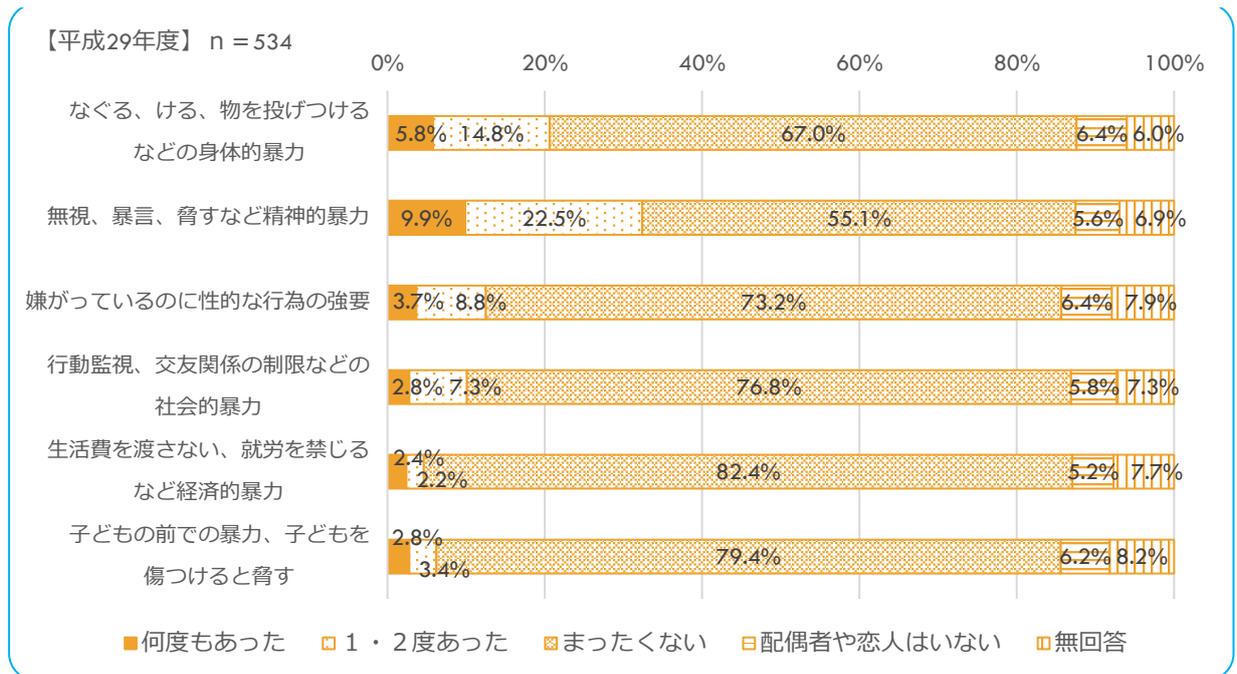
(10) 配偶者やパートナー、恋人からの暴力について

ドメスティック・バイオレンス（DV）、すなわち自分の配偶者やパートナー、恋人から暴力を受けた経験について、最も多いものが「心理的攻撃（人格を否定される、監視される、脅迫される）」で23.5%、次いで「身体的暴力（殴られる、突きとばされる、物を投げられる）」が20.3%となりました。「経済的圧迫（貯金を勝手に使われる、生活費を払わされる）」や「性的強要（嫌がっているのに性的な行為を強要される）」についても経験があると答えた人は1割を超えています。これらの行為は、配偶者間だけでなく交際相手からの暴力（デートDV）被害も含んでおり、深刻な状況となっています。

平成29年度調査と比べると、暴力を受けた経験がある方が減少したとは言えない結果となっています。



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）



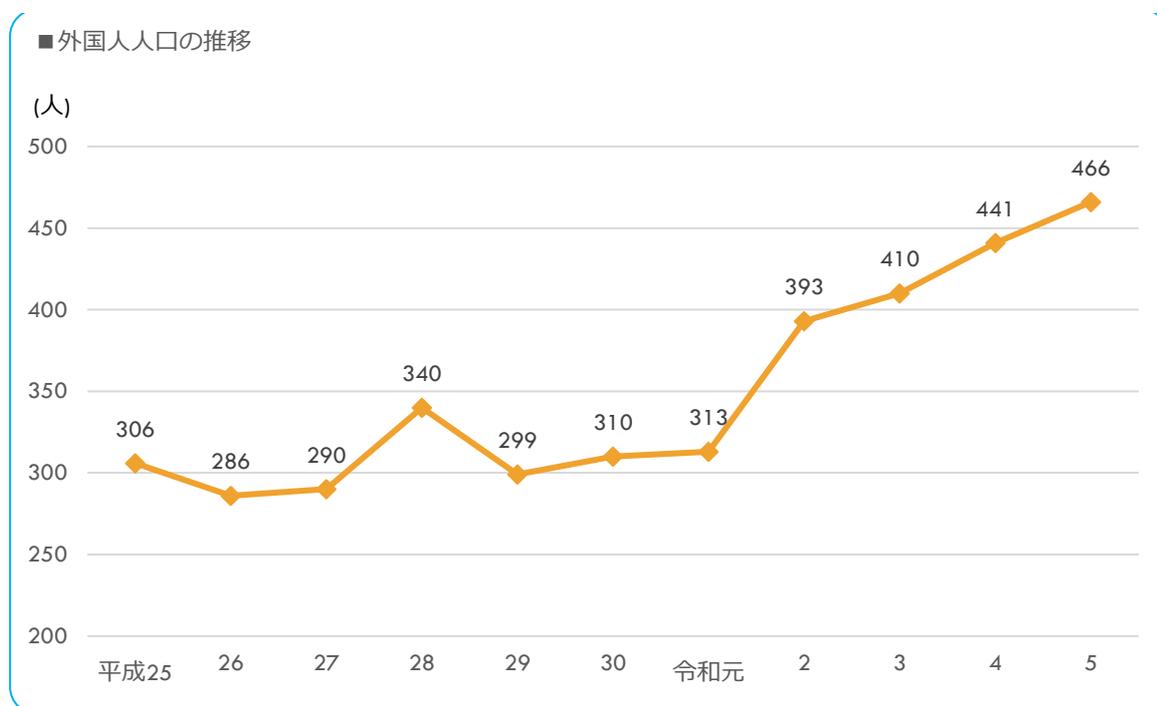
資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

(11) 国際化の進展

国際教育を推進し、国際感覚を備えた人材の育成を図るため、平成3年から始まった「美浦村少年のつばさ事業（現・美浦村立学校海外交流事業）」では、美浦中学校生徒が台湾へ訪問し、交流を行っています。他国の同世代の学生達と様々な体験を共有することは、今後の社会を担う子ども達の貴重な経験となっています。※令和2年度より、新型コロナウイルス感染症流行のため事業を中止しています。

また、平成11年には「国際ボランティア協会（現・国際交流協会）」が設置され、日本語教育や交流会の開催など、住民の交流も進んでいます。

美浦村の外国人人口をみると、少しずつですが増加傾向にあります。在住外国人と相互理解を図り、文化を超えた交流・支援が求められています。



資料：住民課 常住人口データ

■令和5年4月1日現在の国別外国人人口

国籍	人数
フィリピン	96
タイ	75
スリランカ	55
ベトナム	51
韓国	49
中国	31
ブラジル	19
その他	90

2 第2次美浦村男女共同参画計画（2014～2023）の進捗状況

「第2次美浦村男女共同参画計画」では、男女共同参画社会実現に向け、基本目標がどの程度達成できたかを図るための客観的な目安として、目標値を設定し、取り組んできました。

進捗状況をみると、11の項目のうち、目標値を達成できたものが5項目、目標値は達成できなかったが、計画策定当時と同等及び数値が向上したものが2項目、目標値を達成できず、計画策定時より数値が低くなったものが4項目となりました。

目標値を達成できず、計画策定時より数値が低くなった4項目は、以下のとおりです。

- ・「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合
- ・家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合
- ・乳がん検診受診率
- ・大腸がん検診受診率

まず『「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合』ですが、平成29年度調査では61.8%であったのに対し、令和4年度調査では49.3%と12.5ポイント減少しています。

『家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合』では、平成29年度調査では31.5%でしたが、令和4年度調査では15.1%と半分以上の16.4ポイント減少しています。

そして、『乳がん検診受診率』は6.2ポイント、『大腸がん検診受診率』は4.7ポイント減少しています。

この結果に至った要因としては、新型コロナウイルス感染症における外出自粛やライフスタイルの変化があるのではないかと考えられます。新型コロナウイルス感染症に対する規制緩和が始まっている今、新たなライフスタイルの変化に合わせた施策の推進が必要になっています。

基本目標	項目	平成 29 年度	現状値 (令和 4 年度)	目標値 (令和 4 年度)	達成状況
1 男女の人権を尊重する意識を高めます	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	61.8%	49.3%	70.0%	×
	社会全体における男女の平等感が、「平等になっている」と回答した人の割合	4.1%	31.0%	10.0%	○
2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがある人の割合	50.5%	50.0%	56.0%	△
	家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	31.5%	15.1%	37.0%	×
3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	村の審議会等における女性委員の占める割合	21.8%	25.5%	12.0%	○
	地域活動における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	6.4%	24.8%	12.0%	○
4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	「平手で打つ」「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」を暴力として認識する人の割合	69.5% 「平手で打つ」 57.3% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	92.5% 「平手で打つ」 88.7% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	75.0%	○
	DVを受けた経験がある人のうち、「誰かに相談したことがある」と回答した人の割合	28.0%	41.7%	35.0%	○
5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	乳がん検診受診率	24.3%	18.1%	35.0%	×
	子宮がん検診受診率	23.5%	27.8%	35.0%	△
	大腸がん検診受診率	27.9%	23.2%	35.0%	×

【達成状況の凡例】

○：目標値を達成した

△：目標値は達成できなかったが、計画策定当時と同等及び数値が向上した

×：目標値は達成できず、計画策定当時より数値が低くなった

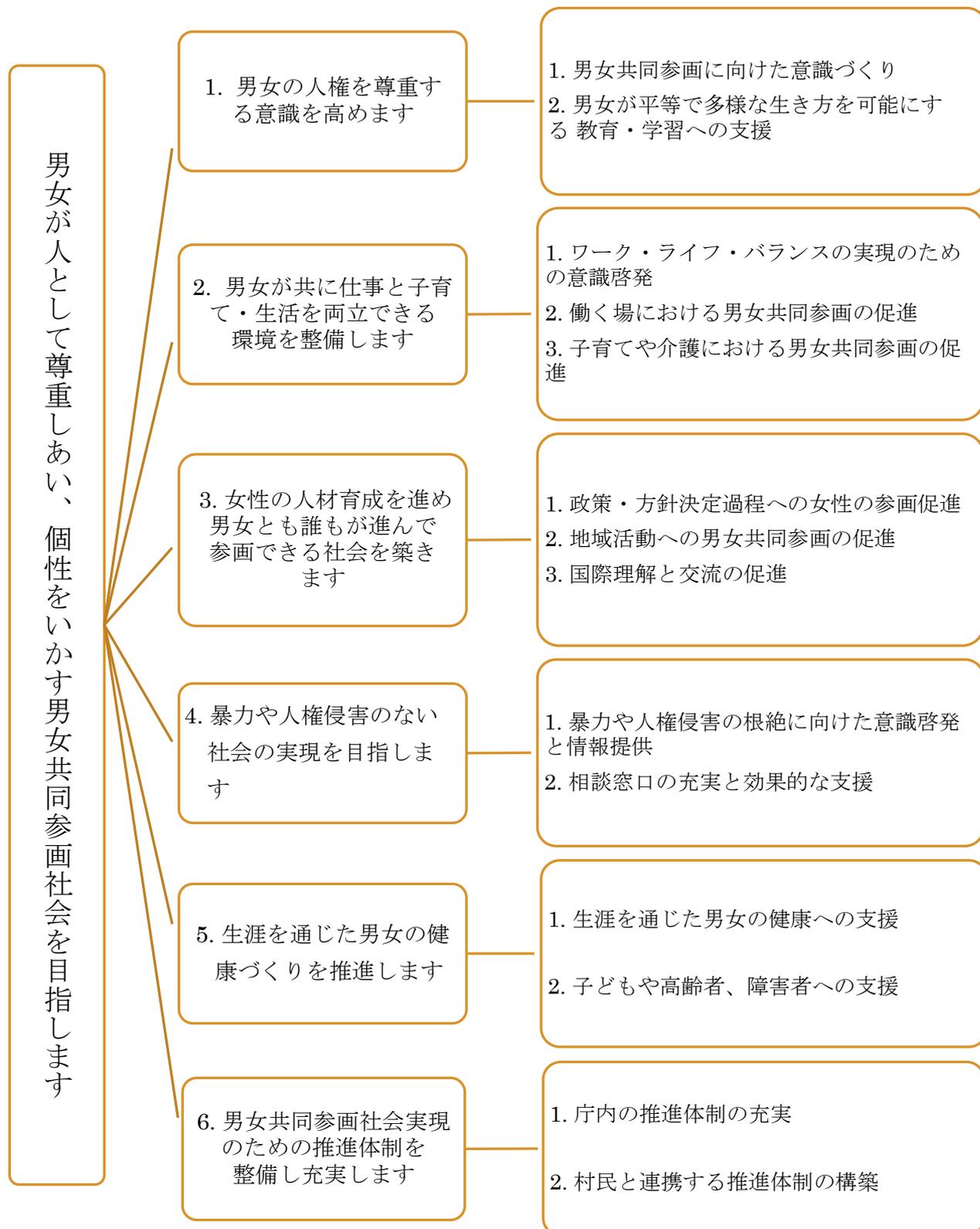
第3章 計画の体系

1 計画の体系図

「基本理念」

「基本目標」

「施策の方向」



2 施策一覧

基本目標 1 男女の人権を尊重する意識を高めます

施策の方向 1	男女共同参画に向けた意識づくり	P37
施策 1	男女共同参画の理念・法制度の周知	P39
施策 2	性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発の充実	P39
施策 3	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会の開催	P39
施策 4	定期的な意識・実態調査の実施	P39
施策 5	広報紙の活用	P39
施策の方向 2	男女が平等で多様な生き方を可能にする教育・学習への支援	P40
施策 6	保育士・幼稚園教諭・教職員への研修の充実	P40
施策 7	保育所や幼稚園、児童館生活での男女平等教育	P40
施策 8	子どもが興味を持つ教材の収集	P40
施策 9	男女共同参画の視点に基づく人権・性教育	P40
施策 10	生徒指導・キャリア教育の充実	P40

基本目標 2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します

施策の方向 1	ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識啓発	P41
施策 11	男女雇用機会均等法の周知徹底	P43
施策 12	意識啓発の推進	P43
施策の方向 2	働く場における男女共同参画の促進	P44
施策 13	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進	P45
施策 14	庁内における男女の職域拡大	P45
施策 15	庁内におけるセクシャル・ハラスメント防止指針の周知徹底	P45
施策 16	経営能力向上のための連携等の充実	P45
施策 17	農業に携わる女性の活動への支援	P45
施策 18	商工自営業に携わる女性の活動への支援	P45
施策 19	再就職希望者への支援	P45
施策 20	パートタイム労働者への支援	P45
施策の方向 3	子育てや介護における男女共同参画の促進	P46
施策 21	多様な保育サービスの充実	P48
施策 22	放課後児童クラブの充実	P48
施策 23	男女で参加する子育て講座の実施	P48
施策 24	子育てに関する仲間づくりの支援	P48
施策 25	子育て支援センターにおける子育て支援の充実	P48
施策 26	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	P48
施策 27	子育て支援情報の発信	P49
施策 28	子育てサークル活動の推進	P49

施策 29	ひとり親家庭への支援	P49
施策 30	ファミリー・サポート・センター事業の充実	P49
施策 31	介護予防事業の充実	P49
施策 32	介護教室等の充実	P49
施策 33	認知症サポーター養成講座の開催	P49

基本目標 3

女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます

施策の方向 1	政策・方針決定過程への女性の参画の促進	P50
施策 34	審議会等における女性の積極的な登用	P51
施策 35	農林水産業及び商工自営業における女性の自立支援	P51
施策 36	各団体における組織運営の見直し促進	P51
施策 37	女性リーダー育成及び人材発掘	P51
施策の方向 2	地域活動への男女共同参画の促進	P52
施策 38	自主防災組織の整備と防災体制の取組み	P53
施策 39	一人ひとりのごみ問題意識を育てる事業の充実	P54
施策 40	防犯・交通安全意識の高揚	P54
施策 41	住民参画行事への支援	P54
施策 42	男女で取り組むまちづくりへの支援	P54
施策 43	生涯学習・スポーツへの支援	P54
施策 44	スポーツ教室の実施及び総合型地域スポーツクラブの活動支援	P54
施策 45	まちづくり、観光における男女共同参画の促進	P55
施策 46	消費者意識向上への支援	P55
施策 47	住民との協働による公園管理体制の整備	P55
施策 48	「出前講座」への登録及び活用の促進	P55
施策 49	開催形態が柔軟な生涯学習講座の実施	P55
施策の方向 3	国際理解と交流の促進	P56
施策 50	国際文化交流事業の推進	P56
施策 51	外国人のための生活相談	P56

基本目標 4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します

施策の方針 1	暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供	P57
施策 52	人権週間の周知	P58
施策 53	人権教室の開催	P58
施策 54	高齢者の人権尊重	P58
施策 55	子どもの人権尊重	P58
施策 56	ノーマライゼーションの理念の浸透	P58
施策 57	DV 防止のための教育・啓発	P58
施策の方向 2	相談窓口の充実と効果的な支援	P59

施策 58	教育相談事業の充実	P60
施策 59	いじめ悩み相談対応の充実	P60
施策 60	児童虐待対策.....	P60
施策 61	DV 相談窓口の周知	P60
施策 62	DV 相談に対応する職員の研修の充実	P60
施策 63	DV 被害者支援のための関係機関との連携強化	P60
施策 64	困難な問題を抱える女性に対する相談事業の充実.....	P60

基本目標 5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します

施策の方向 1	生涯を通じた男女の健康への支援	P61
施策 65	男女の健康づくりへの支援	P61
施策 66	男女の健康管理への支援	P61
施策 67	美浦村健康づくり計画（健康増進・食育推進）の策定.....	P61
施策 68	「性と生殖に関する健康と権利」の普及	P61
施策 69	食生活改善推進員活動の促進.....	P61
施策の方向 2	子どもや高齢者、障がい者への支援.....	P62
施策 70	老人クラブ等の活動への支援.....	P62
施策 71	シルバー人材センターへの支援.....	P62
施策 72	高齢者福祉サービスの充実	P62
施策 73	障がい者に対する趣味・スポーツ活動への参加促進.....	P62
施策 74	障がい者の就労機会の確保	P62
施策 75	障がい者サービスの充実	P62
施策 76	性別に偏らないスポーツ活動の促進.....	P62

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します

施策の方向 1	庁内の推進体制の充実	P63
施策 77	美浦村男女共同参画推進会議の開催.....	P63
施策 78	男女共同参画推進員の配置・活用.....	P63
施策の方向 1	庁内の推進体制の充実	P64
施策 79	村民との協働.....	P64
施策 80	事業者・団体等との連携	P64

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女の人権を尊重する意識を高めます

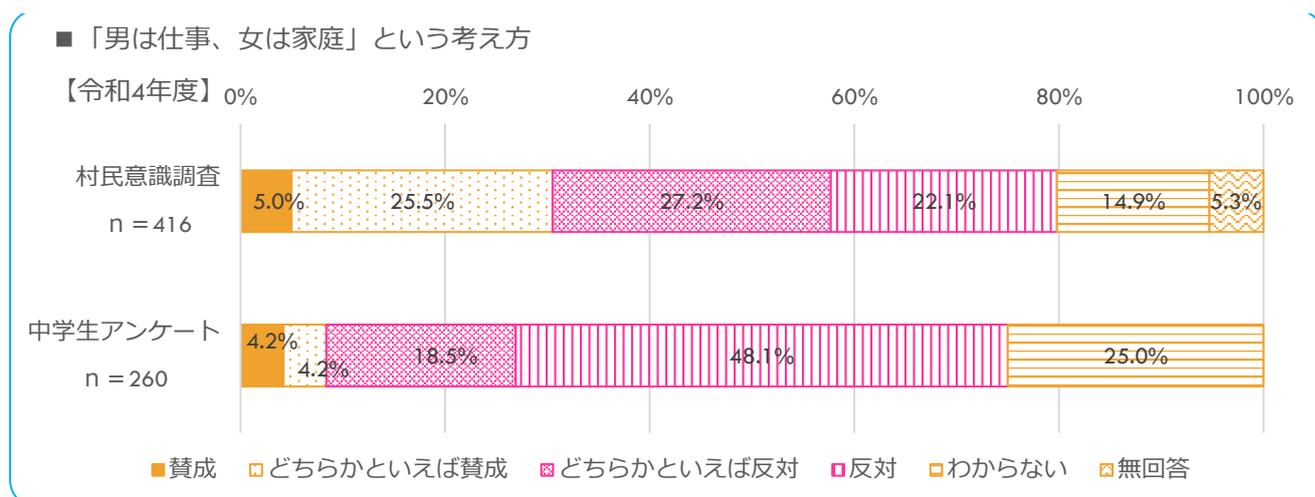
施策の方向 1 男女共同参画に向けた意識づくり

【現状と課題】

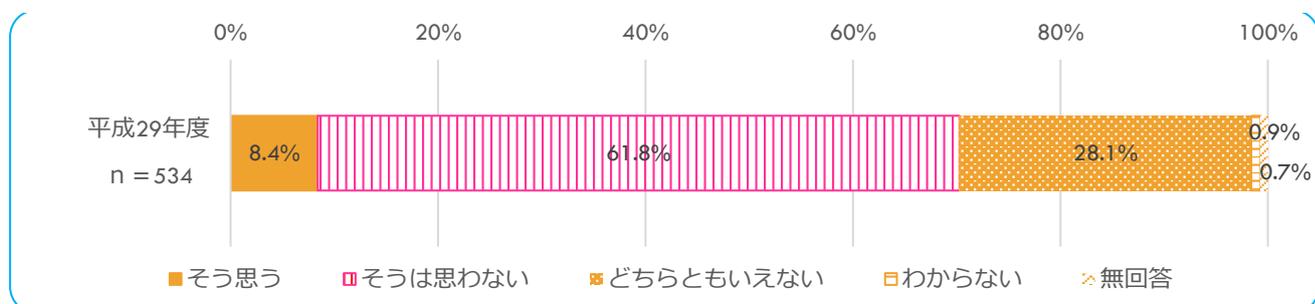
男女共同参画社会とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

「美浦村民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」とする固定的役割分担については、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が 49.3%となっています。前回の平成 29 年度調査の「そうは思わない」と考える人と比較すると、12.5ポイント減少しています。また、中学生アンケート結果をみると、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が 66.6%となっており、年代によって考えの違いが顕著に現れました。

どの世代にも、男女の役割を固定的にとらえる意識の改革をより一層進めて、男女が社会の対等なパートナーとして認めあう生活ができるよう、男女共同参画についての理解をさらに広めていく必要があります。



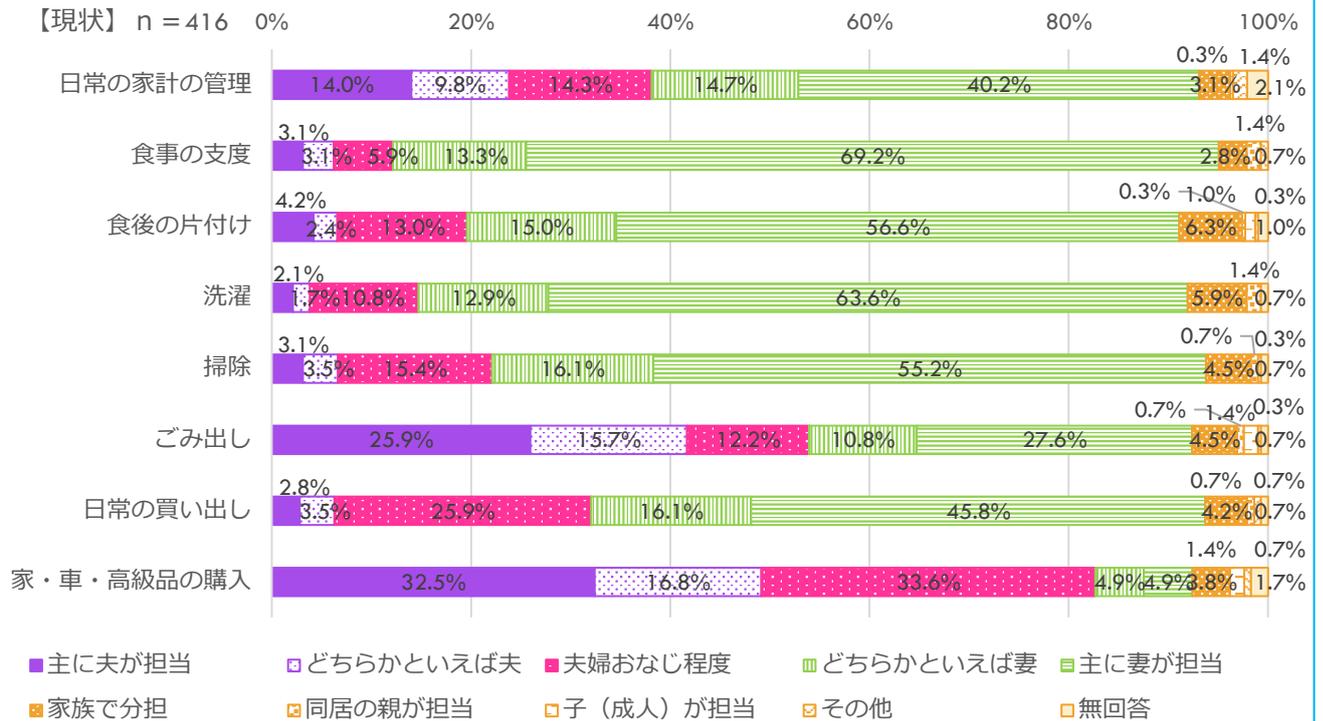
資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）
美浦村総合計画等に関するアンケート（2022）中学生用（令和4年10月実施）



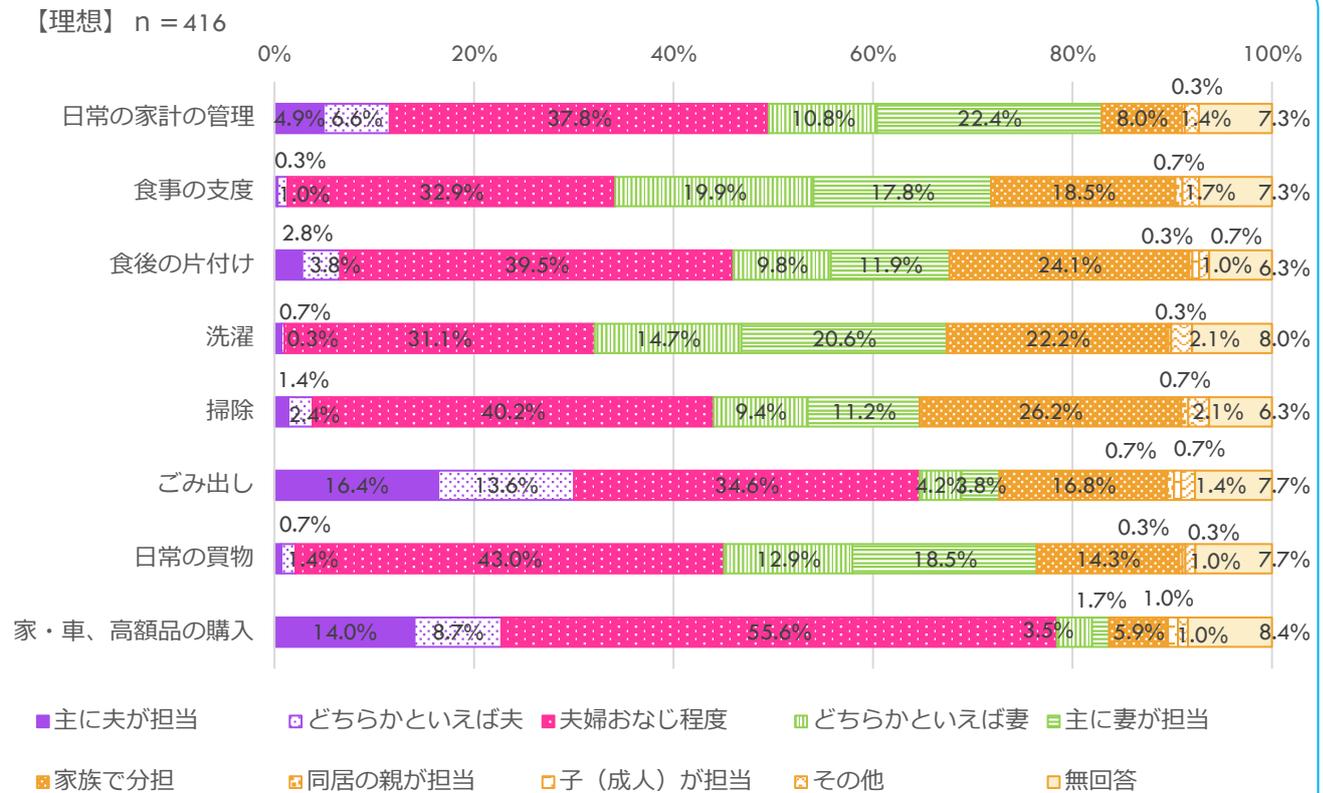
資料：男女共同参画社会に関する美浦村民意識調査（平成30年1月実施）

■家庭での役割分担について

【現状】 n = 416



【理想】 n = 416



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

「施 策」

番号	施策	施策内容	担当課
1	男女共同参画の理念・法制度の周知	村民・事業者等に対し、男女共同参画の理念や法制度の周知について、村施設へのポスター掲示やデジタルサイネージ、ホームページでの啓発のほか、チラシ・リーフレット等を適宜配置し行います。	企画財政課
2	性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発の充実	村民が性別による固定的役割分担意識を主体的に解消し、社会制度・慣行を見直すことができるよう、男女間、世代間での意識の差異を踏まえた効果的な意識啓発や情報提供を推進します。	企画財政課
3	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会の開催	男女平等・男女共同参画の実現を目指した講演会などの催しを開催します。	企画財政課
4	定期的な意識・実態調査の実施	男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、住民意識調査等を定期的に実施し、結果を公表します。	企画財政課
5	広報誌の活用	「広報みほ」を活用した『男女が共に輝くために』のコーナーを充実します。	企画財政課

施策の方向2 男女が平等で多様な生き方を可能にする教育・学習への支援

【現状と課題】

「男女は平等である」という意識や価値観を培うためには、次代を担う子ども達が健やかに、そして個性と能力を發揮し、成長できるように指導していくことが重要であり、人権を尊重する心を育むことが必要です。そのためには、男女の平等や相互の理解・協力について正しく理解し、適切に指導を行う指導者の育成が重要となります。

幼少期では幅広い分野へ関心を向けられるよう、性別役割分担意識にとらわれない価値観を養い、学校教育では、子ども達が進路選択などにおいて性別にとらわれず多様な選択ができるよう、男女平等の視点に立った職業意識の醸成や進路指導を充実し、主体的に進路を選択できる能力の育成が必要です。

子ども一人ひとりが男女共同参画の理解を深めることは、子ども自身にとってのみならず、今後の社会全体における男女共同参画を推進することにもつながり、学校での教育はもちろん、地域社会や家庭などのあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進する必要があります。

《施策》

番号	施策	施策内容	担当課
6	保育士・幼稚園教諭・教職員への研修の充実	乳幼児期から男女平等教育が行えるよう、研修会や研究活動を行います。 また、教職員の意識改革を促すとともに、男女平等教育の充実を図るため、研修を行います。	保育所 幼稚園 学校教育課
7	保育所や幼稚園、児童館生活での男女平等教育	日常的な子どもへの声かけや生活発表会の演目など、性差を助長することのないよう適切な運営を行います。	保育所 幼稚園 子育て支援課
8	子どもが興味を持つ教材の収集	子どもたちが興味を持てる男女共同参画に関する絵本や紙芝居などを収集し、活用します。	保育所 幼稚園
9	男女共同参画の視点に基づく人権・性教育	小・中学校において、男女共同参画の視点に基づく人権教室や生命尊重を含めた性教育を行います。	学校教育課
10	生活指導・キャリア教育の充実	性別にとらわれず、個性や能力を活かした主体的な進路選択ができるよう指導の充実を図ります。	学校教育課

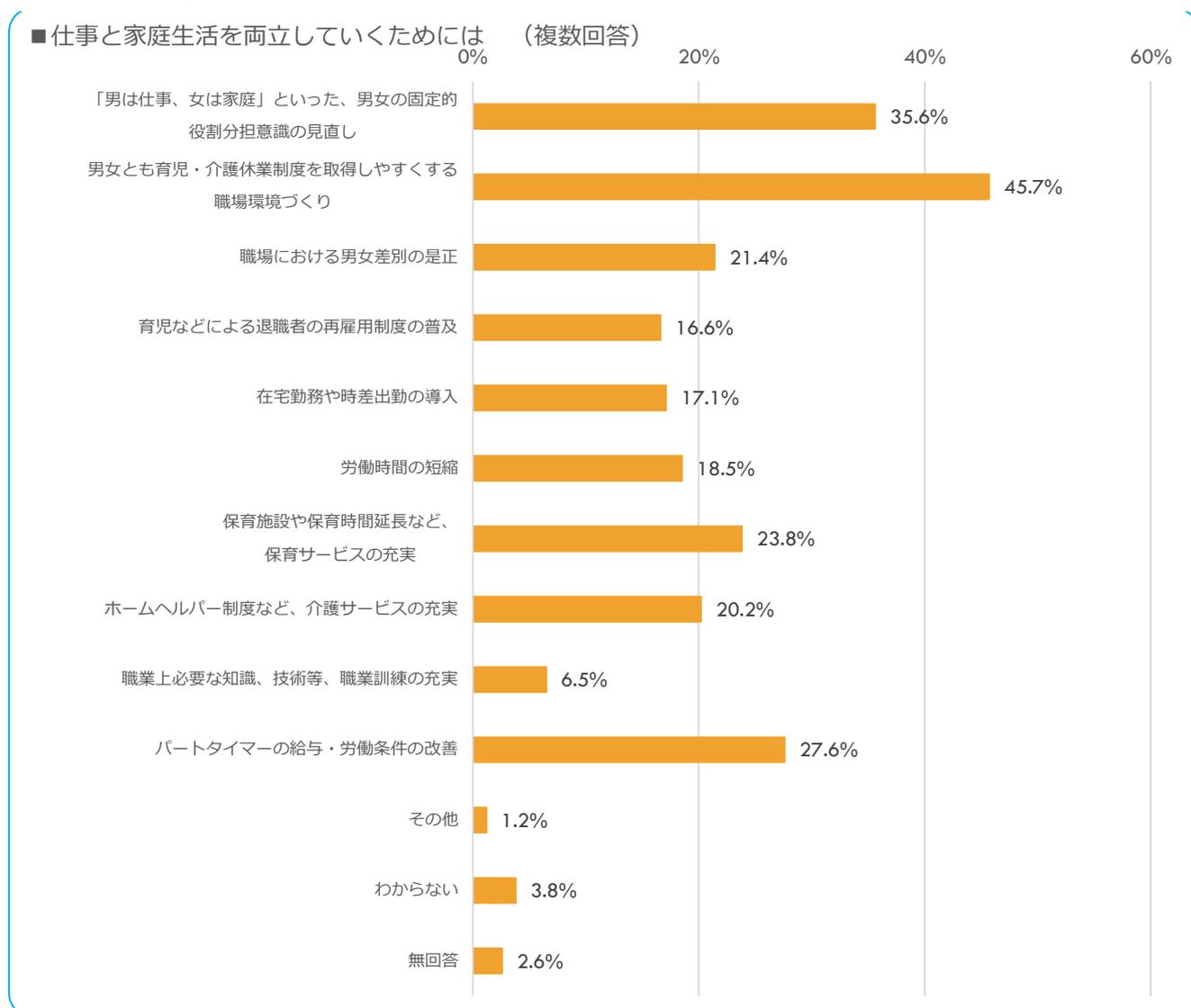
基本目標 2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します

施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識啓発

【現状と課題】

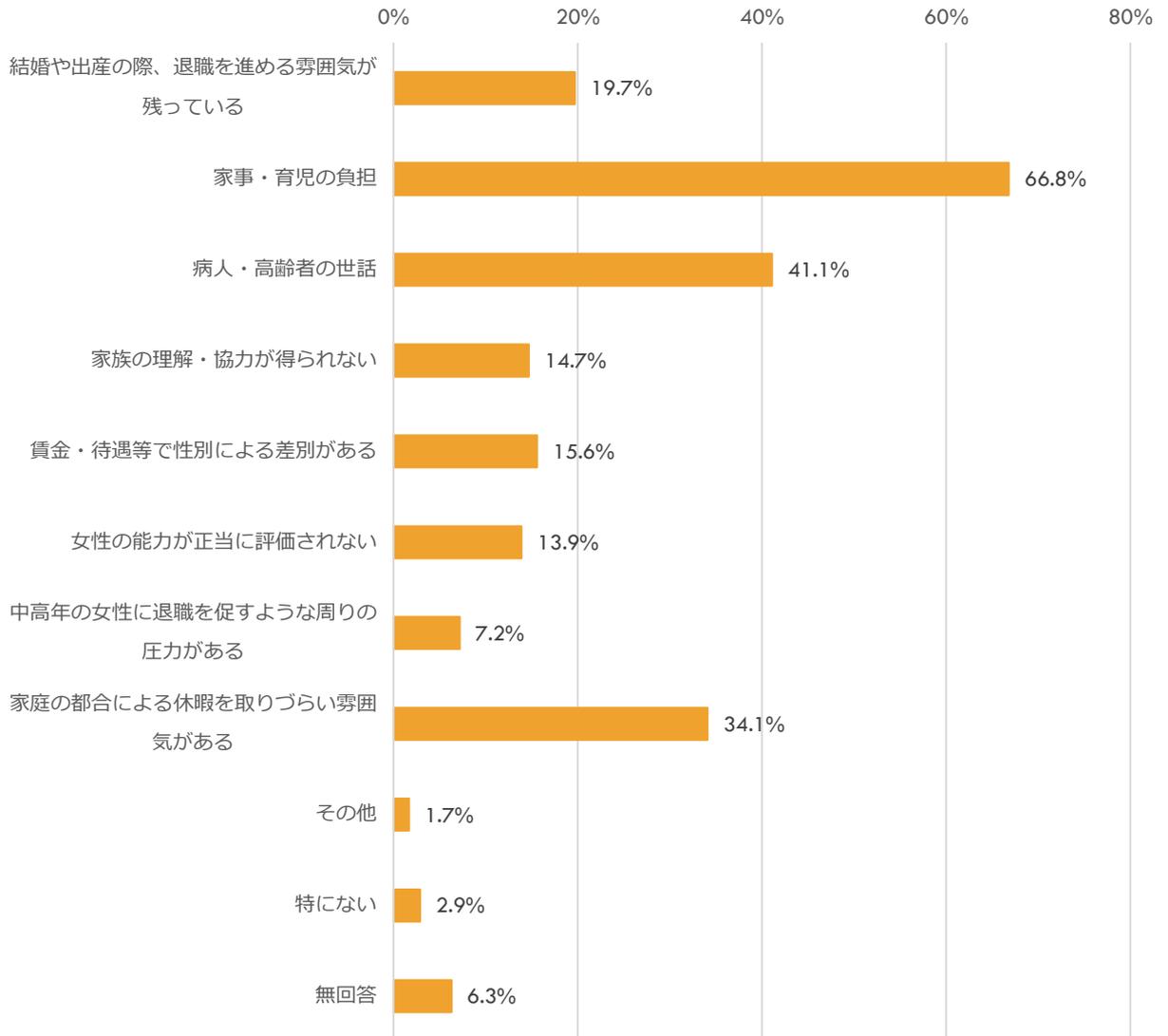
男女が共に多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と仕事以外の生活を共に充実させることが必要です。

生活の中での「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度について、「美浦村民意識調査」の結果によると、P.23のグラフにあるように理想では「仕事、家庭生活、個人の生活どれも優先したい」とする人が、男性 28.9%、女性 33.6%と最も多くなっています。しかし、実際は「仕事を優先している」という人が男性 37.3%、女性 26.2%と最も多く、理想とするバランスが実現されていない現状がうかがえます。理想のワーク・ライフ・バランスを実現し、ゆとりや生きがいのある豊かな生活を送ることができるよう、村は企業、村民、職員に対し、情報提供と啓発を行う必要があります。



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

■女性が仕事を続けていく上で障害となること（複数回答）



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

男女ともに、仕事と家庭生活を両立していくために必要なこととして、「男女とも育児・介護休業を取得しやすくする職場環境づくり」と答えた人が45.7%と最も多く、次いで「男は仕事、女は家庭といった男女の固定的役割分担意識の見直し」と答えた人が35.6%となりました。

女性が仕事を続けていく上で障害となることについては、「家事・育児の負担」が最も多く、次いで「病人・高齢者の世話」、「家庭の都合による休暇を取りづらい雰囲気がある」となりました。この結果から、「家事や育児、介護の負担は女性の役割である」という固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、ジェンダー・バイアス（社会的・文化的な性別による偏見）が根強く残っていることがわかります。

《施 策》

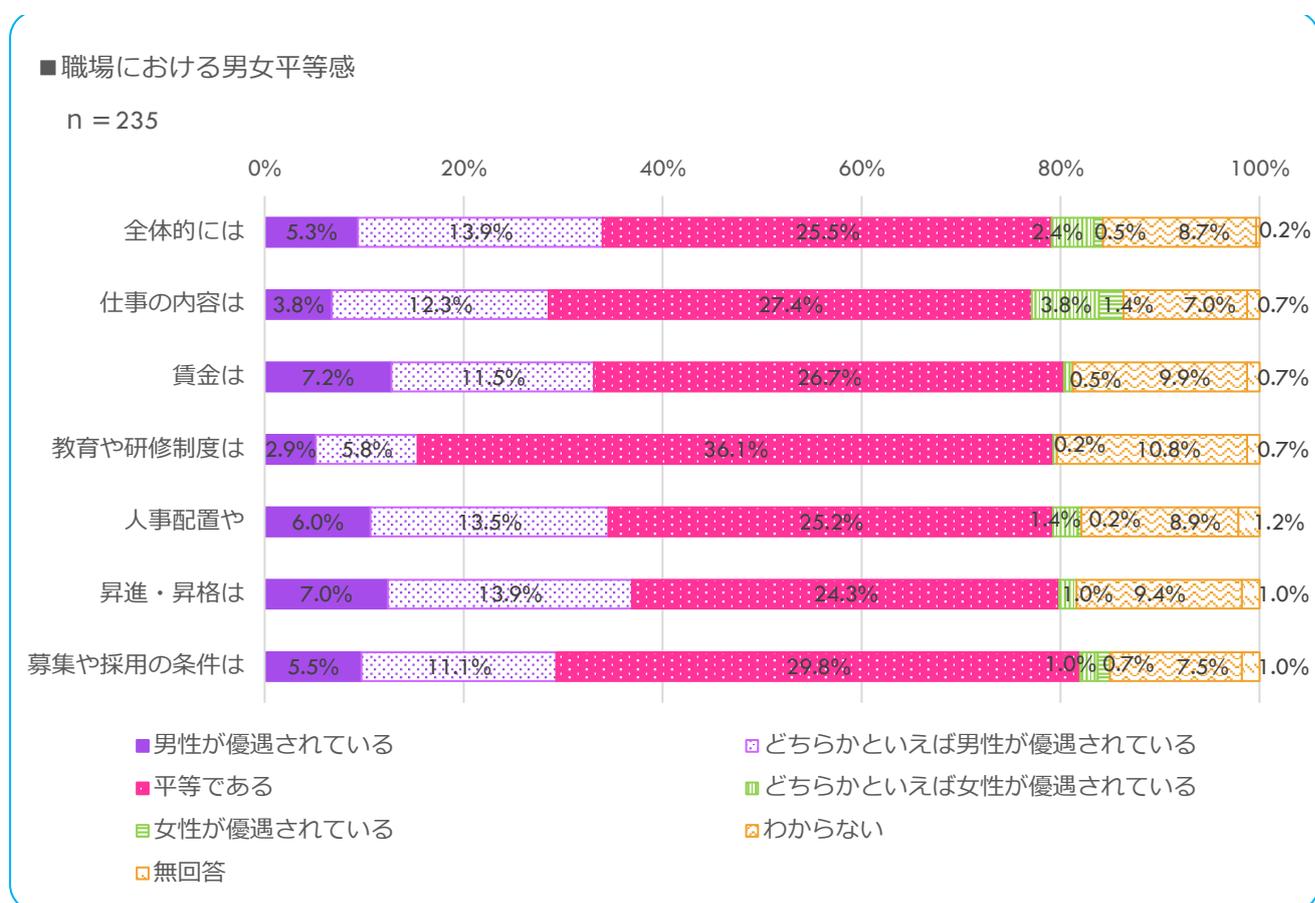
番号	施策	施策内容	担当課
1 1	男女雇用機会均等法の周知徹底	「労働基準法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」などについて周知と啓発をはかります。	経済課 企画財政課
1 2	意識啓発の推進	仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性についての意識啓発を進めます。	企画財政課

施策の方向2 働く場における男女共同参画の促進

【現状と課題】

職場において、男女とも能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることが、男女共同参画社会の実現のために重要なことです。

職場における男女平等感について「美浦村民意識調査」の結果によると、全ての項目において「平等である」と答えた人の割合が最も高くなっています。しかし、どの項目についても「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合が「女性が優遇されている」または「どちらかといえば女性が優遇されている」と答えた人の割合より3倍以上も多くなっており、職場での男女の性差が残っている現状がうかがえます。



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

誰もが安心して働くことができる職場環境づくりのためには、事業者に対し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び女性活躍推進法などの各種法制度の内容等について情報を提供するとともに、職場のセクシュアルハラスメント防止に向けた啓発を行うなど、男女が共に働きやすい環境の整備を促進することが必要です。

「施 策」

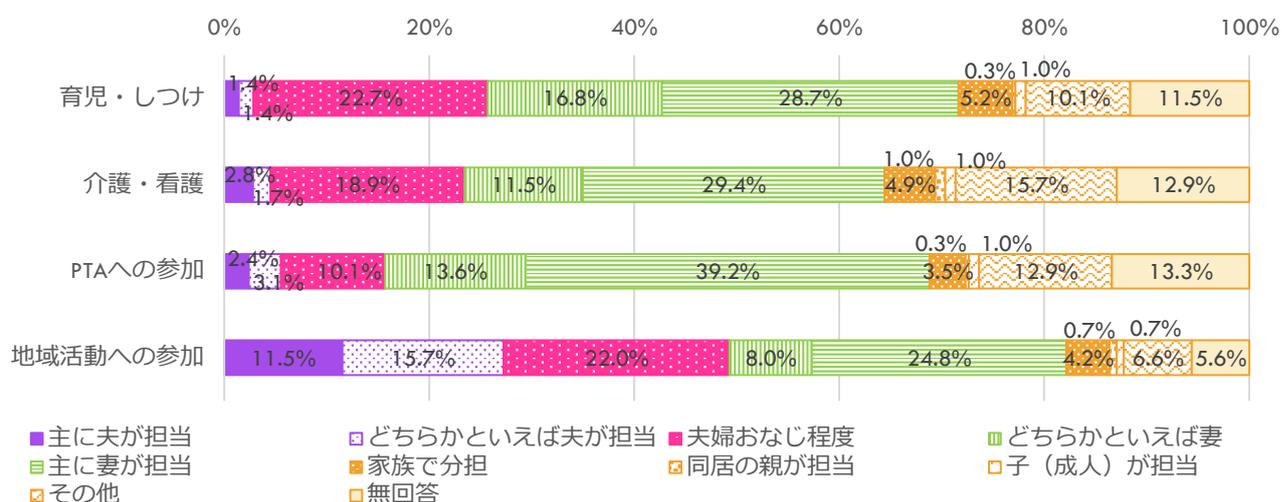
番号	施策	施策内容	担当課
13	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進	雇用する労働者が300人以下の事業主に 対し、「女性活躍推進法」の周知を行 い、事業主行動計画の策定や女性活躍推 進のための取組を促進します。	企画財政課
14	庁内における男女の職域拡大	性別にとらわれない職員配置に努めると ともに、日常業務における固定的な性別 役割分担意識を払拭するなど、全庁的な 男女の職域拡大を進めます。	総務課
15	庁内におけるセクシュアル ハラスメント防止指針の周 知徹底	男女が共に働きやすい環境を整えるた め、セクシュアルハラスメント防止指針 の周知に努めます。	総務課
16	経営能力向上のための連携 等の充実	商業や工業、農業者の生産・加工・販 売・経営能力の向上を図るため、商工会 や農協等との連携のもと相談事業など を行います。	経済課
17	農業に携わる女性の活動へ の支援	女性が農業分野だけでなく、地域リーダ ーとしても活躍できるよう、都市農村交 流事業などにおける女性農業士や女性農 業従事者の活動を支援します。また、 「Eみほ」商品の普及など、地産地消に おける村民間の交流活動も支援します。	経済課
18	商工自営業に携わる女性の 活動への支援	女性が商工自営分野だけでなく、地域リー ダーとしても活躍できるよう、異業種 間交流や消費者との交流など、女性の商 工自営業者の活動を支援します。	経済課
19	再就職希望者への支援	再就職を希望する人に対しては、女性職 業センターやハローワークとの連携によ り、職業訓練や相談に関する情報を提供 します。	経済課
20	パートタイム労働者への支 援	パートタイム労働者、契約社員及び派遣 労働者等の適切な処遇・労働条件の改善 に向けて法制度の情報提供に努めます。	経済課

施策の方向3 子育てや介護における男女共同参画の促進

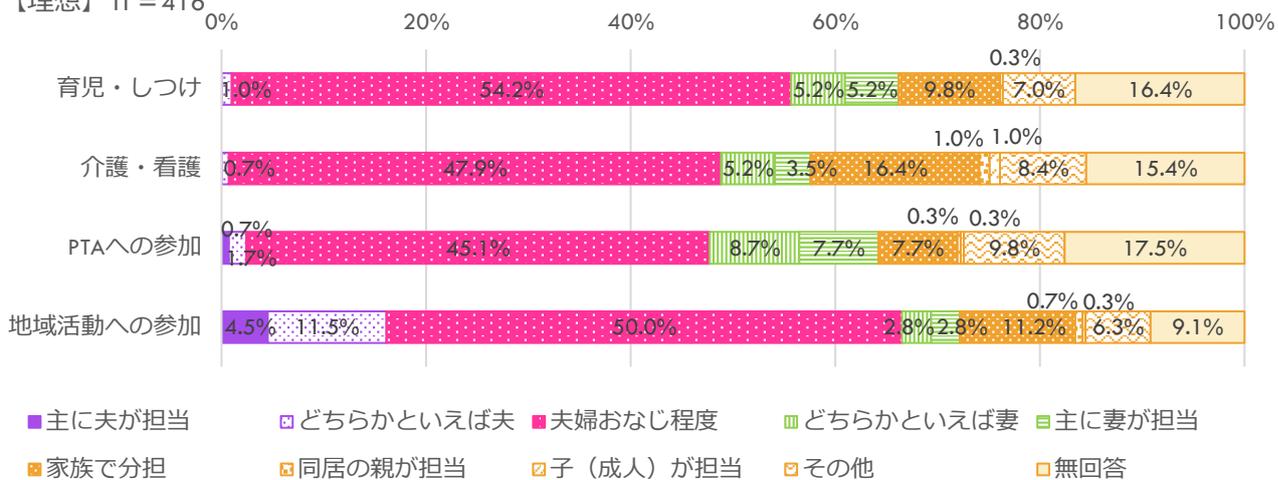
【現状と課題】

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活や地域活動にも積極的に参加していくことが重要です。また、女性の社会参加を進めていくためには、子育てや介護等に対する支援、利用可能な施設やサービスに関する情報提供や相談体制の充実などが必要です。本村では「第2期美浦村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様なニーズに対応した保育サービスや様々な子育て支援を行っています。また、介護においては、女性の負担をできるだけ軽くするため、男性も共に担っていくことを勧めるとともに、介護保険サービスの充実をはじめ、予防事業にも力を入れていきます。今後も引き続き、これらの取組を充実させるとともに、男女が協力して家事・育児・介護等を担うことができるよう支援していきます。

■家庭での役割分担について【現状】 n = 416



【理想】 n = 416

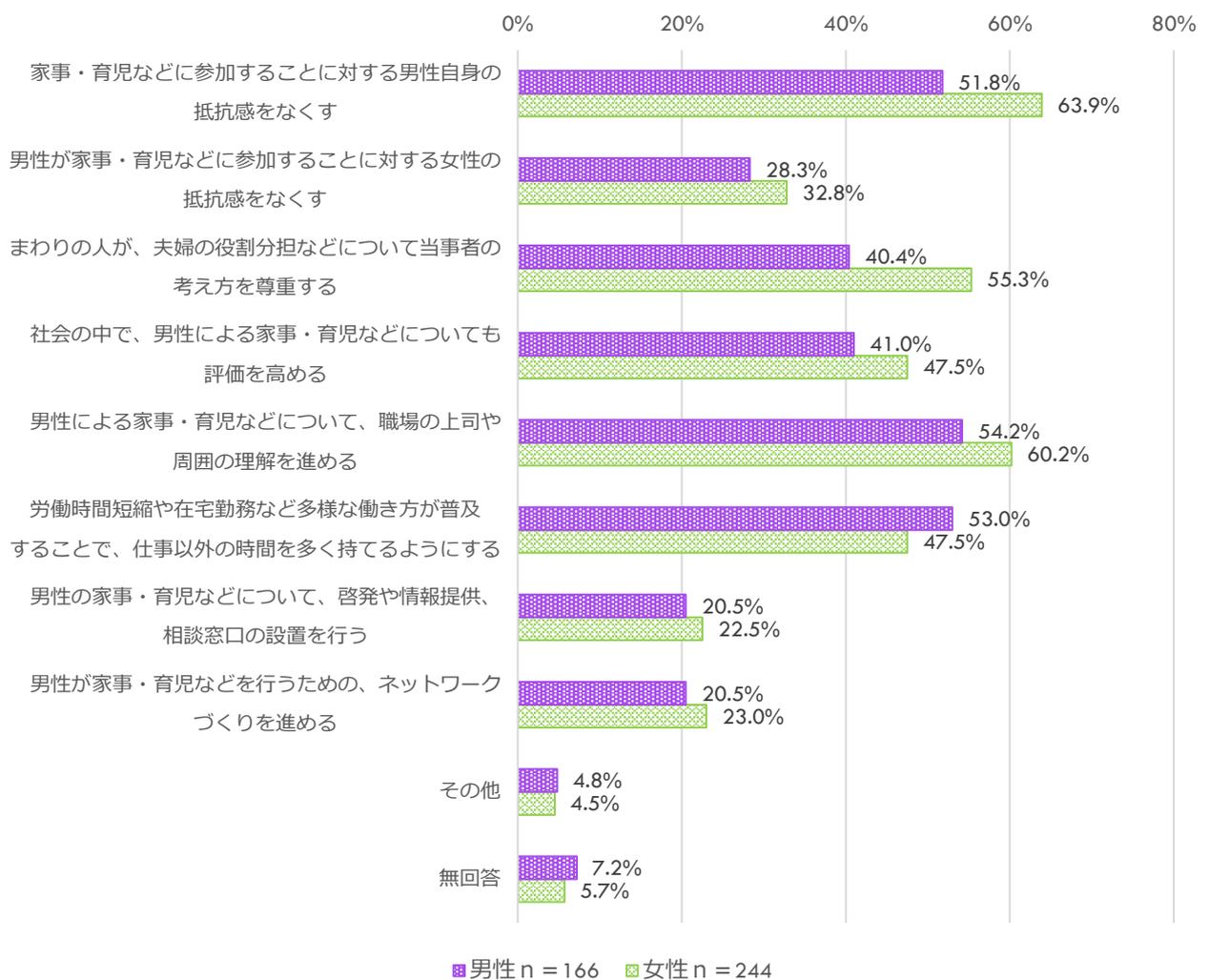


資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

家庭での役割分担において、「美浦村民意識調査」の結果をみると、現状については全ての項目で「主に妻が担当」または「どちらかといえば妻が担当」と答えた人の割合が最も多く、「育児・しつけ」「介護・看護」「PTAへの参加」については、「主に夫が担当」または「どちらかといえば夫が担当」と答えた人の10倍近い数字になっています。

理想では、すべての項目において「夫婦おなじ程度」と答えた人の割合が最も多くなっていますが、ここでも「子育て・しつけ」「介護・看護」「PTAへの参加」の項目では「夫」より「妻」の割合が高くなる結果となりました。

■男女が共に家事・子育て・地域活動に積極的に参加していくためには(複数回答)



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

男女がともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、男性は「男性による家事・育児などについて職場の上司や周囲の理解を進める」が最も多く、次いで「労働時間短縮や在宅勤務など多様な働き方が普及することで、仕事以外の時間を多く持てるようにする」となりました。女性は「家事・育児などに参加することに対する男性の抵抗感をなくす」が最も多く、次いで「男性による家事・育児などについて職場

の上司や周囲の理解を進める」となりました。この結果から、家事や子育て、介護は女性がするものという性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、ジェンダー・バイアス（社会的・文化的な性別による偏見）が社会にまだ根強く残っていることや、それを変えていかなければならないと考える人が多くいることが分かります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
2 1	多様な保育サービスの充実	子育て中の男女が安心して働けるよう、多様な保育サービスの充実に努めます。一時保育や乳児保育、障がい児保育の他、保護者のニーズに合わせた保育時間の設定を検討します。	保育所
2 2	放課後児童クラブの充実	子育て中の男女が安心して働けるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。また、障がい児の受け入れや、保護者のニーズに合わせた利用時間の設定を検討します。	子育て支援課
2 3	男女で参加する子育て講座の実施	男女が子どもを育てる技術や心構えを持つことができるよう、マタニティ教室等へ男性の参加を促します。	健康増進課
2 4	子育てに関する仲間づくりの支援	育児の孤立化を防ぐため、マタニティ教室や乳幼児健康診断等を通じて、子育てを通じた仲間づくり活動を支援します。	健康増進課
2 5	子育て支援センターにおける子育て支援の充実	子育て支援センターを親子が遊べる場所として開放し、子育てに関する相談や情報提供などを行いながら、子育て支援の拠点として充実に努めます。また、乳幼児期の育児の孤立化を防ぐため、子どもや保護者同士が交流できる場として子育て支援センターの活用を促進します。	健康増進課
2 6	保育所・幼稚園における子育て支援の充実	在所（園）児の保護者だけでなく、保育所・幼稚園開放などをとおして地域親子への支援の充実に努めます。また、子育て相談や子育てに関する情報の発信を積極的に行います。さらに、学生ボランティアや小・中学生の職場体験等を積極的に受け入れ、将来親となる子ども達への	保育所 幼稚園

		理解を深めると共に保育サポーターなど地域の子育て力の活用を促進します。	
27	子育て支援情報の発信	身近な子育てに関する情報を子育てパンフレットや広報誌、ホームページに掲載し、必要とする情報が的確に入手できるよう充実を図ります。	健康増進課
28	子育てサークル活動の推進	子育てサークルの活動を支援し、地域に根ざした子育て支援の相互援助活動を促進します。	健康増進課
29	ひとり親家庭への支援	経済的に不安定になりやすい母子・父子家庭に対し、児童扶養手当等の各種支援制度の周知と活用促進に努めます。	子育て支援課
30	ファミリー・サポート・センター事業の充実	育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し相互援助活動を行うことで、男女の仕事と育児の両立や、安心して子どもを育てる環境を整えます。	健康増進課
31	介護予防事業の充実	住み慣れた地域で高齢者が活動的で生きがいのある生活が送れるよう、介護予防事業の充実を図ります。	福祉介護課
32	介護教室等の充実	男女がともに介護を担うための技術や心構えを持つことができるよう、介護教室等を開催し、介護に対する理解を深めます。さらに、相談体制の充実を図ります。	福祉介護課
33	認知症サポーター養成講座の開催	認知症に対する正しい理解と知識を習得し、認知症の方やその家族を応援・支援するサポーターを養成します。	福祉介護課

基本目標3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

【現状と課題】

政策や方針を決定する場や機会に、女性の意見や要望を取り入れることも極めて重要になります。その意味で、意思決定における男女共同参画を進めていくことが必要ですが、そのためには、あらゆる活動に男女が責任をもって参画していく必要があります。

平成27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられているほか、近年G7やG20をはじめ、様々な国際会議や多国間会議においても意思決定への女性の参画拡大が重要課題として取り上げられ、首脳級・閣僚級での様々な国際合意がなされており、諸外国において女性の参画拡大が急速に進められています。

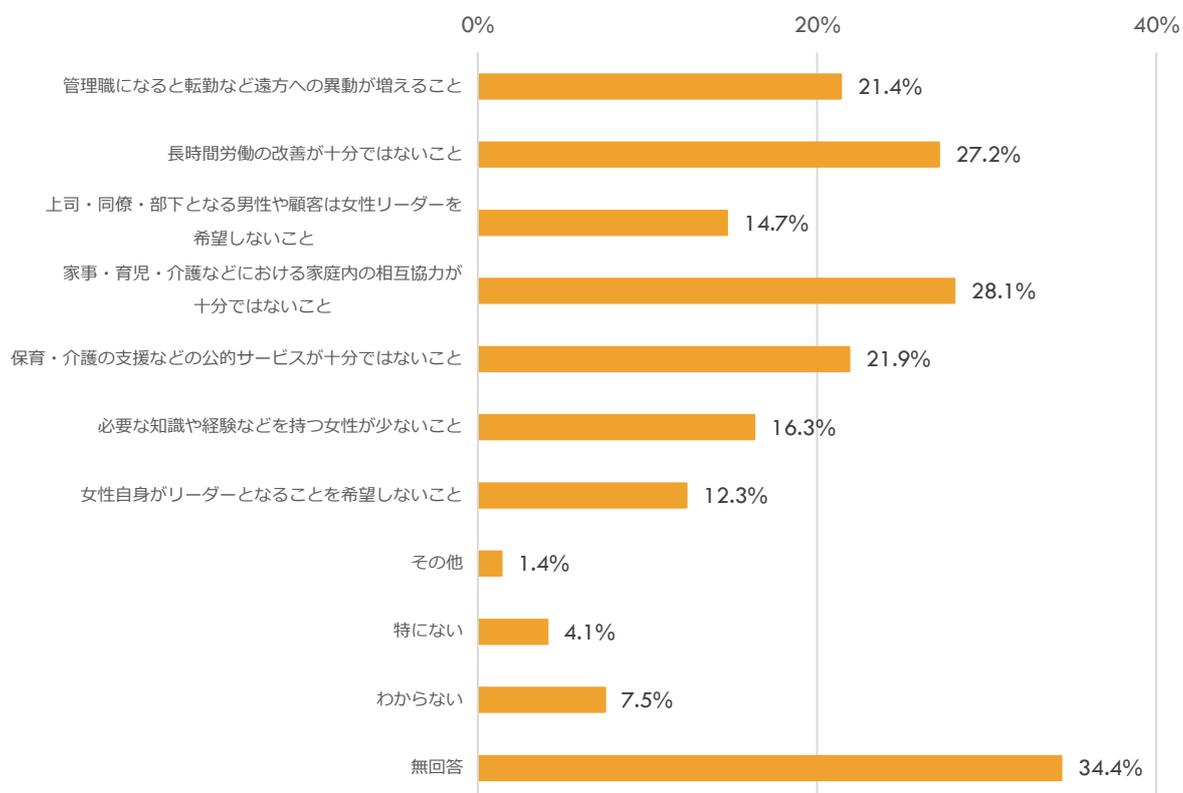
わが国でも女性の参画拡大が進んできたとはいえ、国際的にみて非常に遅れたものとなっています。指導的地位への女性の参画を拡大することは、社会の多様性と活力を高め、経済の発展や男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要です。そこで、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることにしました。

本村でも、審議会等における女性委員の占める割合の目標を30%としていますが、令和5年4月1日現在の女性委員の比率は25.5%となっており、目標にはわずかに及ばない現状です。

また、「美浦村民意識調査」の結果では、職場において女性のリーダーを増やす際に障害となることについて「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互協力が十分でないこと」が最も多く、次いで「長時間労働の改善が十分でないこと」、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」となりました。この結果から、女性が家庭生活を優先している、または優先するべきという性別役割分担意識が根強く残っていることがわかります。

今後は本村の政策や方針決定の場に男女共同参画の視点を取り入れ、審議会等への女性の参画を引続き推進するとともに、男女共同参画を担う人材の育成を進める必要があります。

■ 女性リーダーを増やす際に障害になるもの（複数回答）



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

「施策」

番号	施策	施策内容	担当課
34	審議会等における女性の積極的な登用	本村の審議会等における男女の比率について、全体として一方の性が30%を割らないことを目指します。	各課
35	農林水産業及び商工自営業における女性の自立支援	関係団体（農協・漁協・商工会等）との連携による役員等、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。	経済課
36	各団体における組織運営の見直し促進	P T A や各種団体等において、一方の性別に偏ったリーダーの選任が行われていないかなど、男女共同参画の視点に立った組織運営の見直しを働きかけます。	各課
37	女性リーダー育成及び人材発掘	県等が主催する研修会や講演会への参加を呼びかけ、様々な分野で活躍する人材の発掘・育成に努めます。	企画財政課

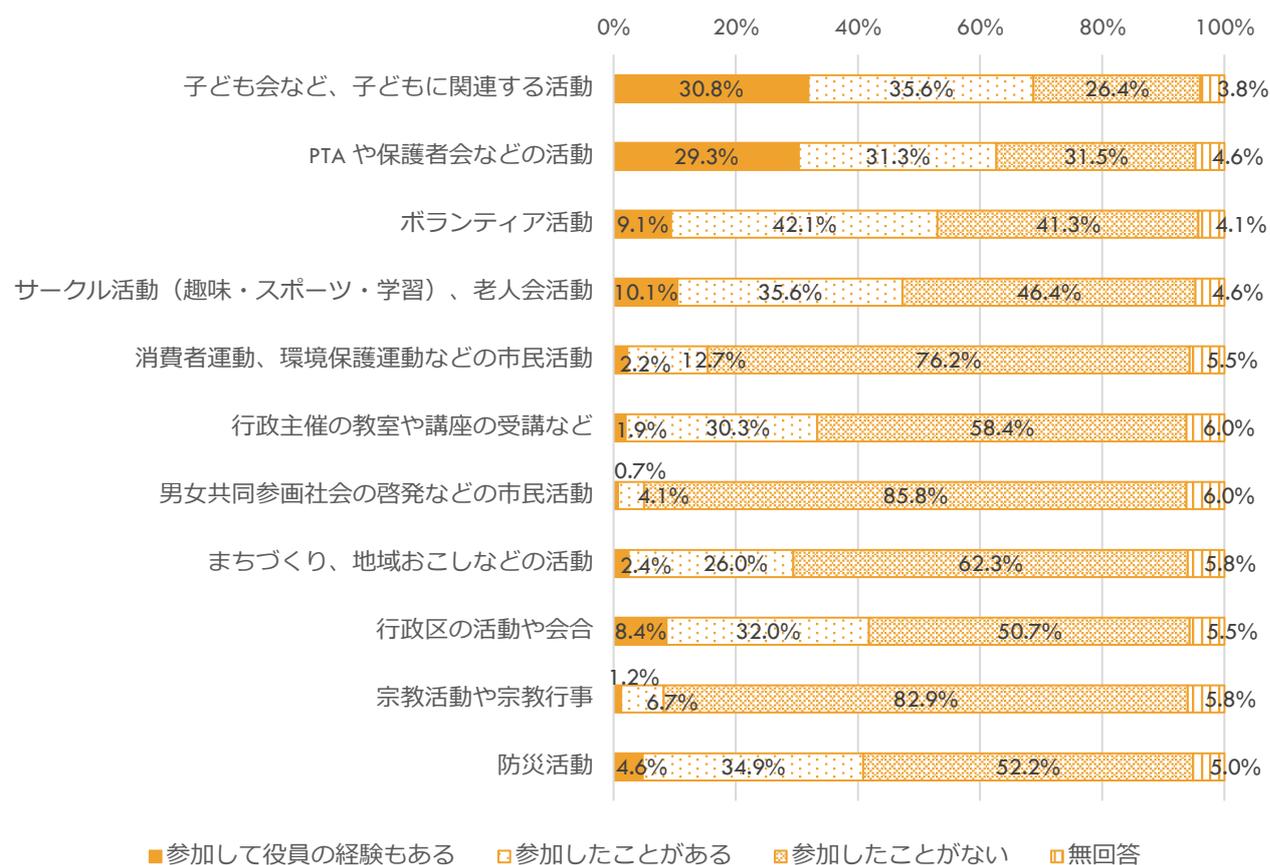
施策の方向2 地域活動への男女共同参画の促進

【現状と課題】

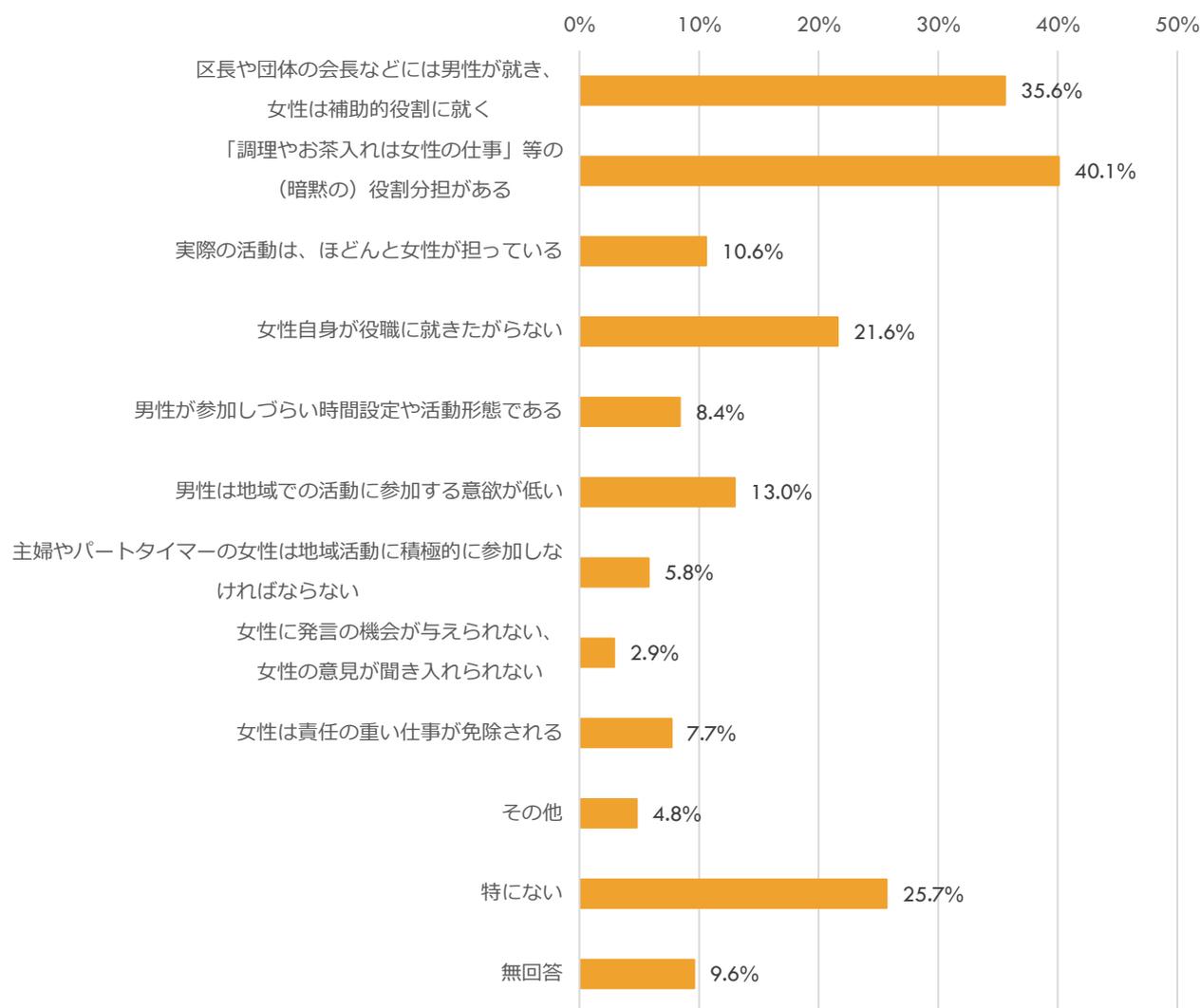
地域における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、家族形態の変化などが進む中で、最も身近な暮らしの場である地域において、住民自らが男女協働して様々な活動に取り組むことが不可欠となっています。

「美浦村民意識調査」の結果では、子どもに関する活動（子ども会やPTA・保護者会など）に参加したことがあると答えた人が最も多く、次いでボランティア活動、サークル活動の順となりました。また、地域（行政区）での慣習や風潮については「調理やお茶入れは女性の仕事等の（暗黙の）役割分担がある」と答えた人が最も多く、次いで「区長や団体の会長などには男性が就き、女性は補助的役割に就く」と答えた人が多くなりました。ここでも性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）、ジェンダー・バイアス（社会的・文化的な性別による差別）が根強く残っていることがわかります。

■ 参加したことがある地域活動 n = 416



■ 地域（行政区）での慣習や風潮について（複数回答）



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
38	自主防災組織の整備と防災体制の取組み	住民の防災意識を高め、いざという時には地域の男女が力を合わせて災害に立ち向かえるよう、女性消防団の充実ならびに消防団と連携する自主防災組織の整備につとめます。また、災害時において、避難所運営等に対し、女性や高齢者、外国人等のニーズに対応できるよう男女共同参画の視点を取り入れた防災体制づくりを進めます。	生活安全課

39	一人ひとりのごみ問題意識を育てる事業の充実	ごみ0運動を実施するなど、日ごろからポイ捨てをしない意識を育てる事業を充実します。また、ゴミの回収品目細分化の周知と合わせて、減量・分別・再利用化を家族全員で取り組むことができるよう、夫婦や親子などを対象とした勉強会を開催します。	生活安全課
40	防犯・交通安全意識の高揚	住民の防犯・交通安全意識を高めるため、防犯連絡員や交通安全推進委員、交通安全母の会等の組織の充実と活動の活性化を図ります。また、防犯連絡員への女性登用に努めるとともに、団体間の連携を図り、固定的な性別役割分担意識を見直していきます。	生活安全課
41	住民参画行事への支援	“みほ”産業文化フェスティバル、木原城山まつりなど、男女はもちろんのこと子どもから高齢者までが、企画から運営まで全てにわたり参加できる行事を支援します。	生涯学習課 経済課
42	男女で取り組むまちづくりへの支援	「陸平をヨイショする会」や「陸平貝塚安中保全活用の会」等の活動を支援します。また、これらをモデルとして、地域福祉や環境問題といった様々な分野の、男女で取り組む新たな住民活動が発足できるよう、まちづくり助成制度の活用を促していきます。	生涯学習課
43	生涯学習・スポーツへの支援	公共施設や学校施設を活用した地域住民による生涯学習活動やスポーツ活動を支援します。	生涯学習課
44	スポーツ教室の実施及び総合型地域スポーツクラブの活動支援	スポーツをする機会が少なかった青少年、子育てや介護中の男女も気軽にスポーツができるよう、開催日時や内容、託児・介護サービスなどに配慮したスポーツ教室を実施します。また、各種目団体の連携や住民が定期的にスポーツを行えるよう、総合型地域スポーツクラブの活	生涯学習課

		動支援に努めます。なお、実施にあたっては、体罰根絶やセクハラ防止に努め、合理的・効果的な指導法に関する研修の充実を図ります。	
45	まちづくり、観光における男女共同参画の促進	地域づくり活動への男女の参画促進のため、まちづくり、観光などの地域づくりの活動グループや人材の育成支援をします。	経済課
46	消費者意識向上への支援	かしこい消費者の育成につとめます。また、村委嘱の男女の消費生活サポーターの設置をするなど、住民相互の消費者意識向上への支援を行います。	経済課
47	住民との協働による公園管理体制の整備	身近な公園が、安全で気の休まる憩いの場となるよう、地域住民と行政の協働による公園管理体制を整備します。	企画財政課 都市建設課 経済課 生涯学習課
48	「出前講座」への登録及び活用の促進	多様な生涯学習のニーズに応えるため、「出前講座」への登録を勧めます。また、性別によって固定されない講師選任を心がけながら、公民館講師や小・中学校のゲストティーチャーなどへ活動機会を提供していきます。	生涯学習課
49	開催形態が柔軟な生涯学習講座の実施	「ジュニア・アカデミー」や「みほ文化講座」、「美浦大学」、「美浦大学院」など子どもから高齢者までが生涯にわたって学習する機会がもてるよう、各種講座を充実します。また、これまで参加が少なかった男性や勤労者、子育て中の親、介護者などに配慮し、開催内容や日時、託児・介護サービスなどを検討します。	生涯学習課

施策の方向3 国際理解と交流の促進

【現状と課題】

政治や経済、文化など様々な面で国際化が進む中、男女共同参画についても国際的な視野で事業や活動に取り組むことが求められます。

世界経済フォーラムは、令和5年6月、各国における男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数を発表し、日本は146ヶ国中125位と前年の116位から後退し、主要7か国（G7）では最下位、2006年の公表開始以降、過去最低の結果となりました。

本村に住む外国人との交流や村外での国際交流を通じて、国際的視野に立って男女共同参画の推進のあり方を考え、改めて日本における、また、本村における男女共同参画社会実現の課題を把握することが必要です。さらには、誰もが住みよい村づくりを進めるため、ボランティアと行政の協働による在住外国人への支援を行う必要があります。

「施策」

番号	施策	施策内容	担当課
50	国際文化交流事業の推進	文化の相互理解を促進するため、美浦村国際交流協会等と連携し日本語学習の機会や、誰もが参加できる国際交流イベントを開催し、国政を超えた住民交流を推進します。また、学生の国際交流についても推進します。	企画財政課 学校教育課
51	外国人のための生活相談	美浦村国際交流協会と連携し、外国人住民が抱える問題解消のための助言等を行います。	企画財政課

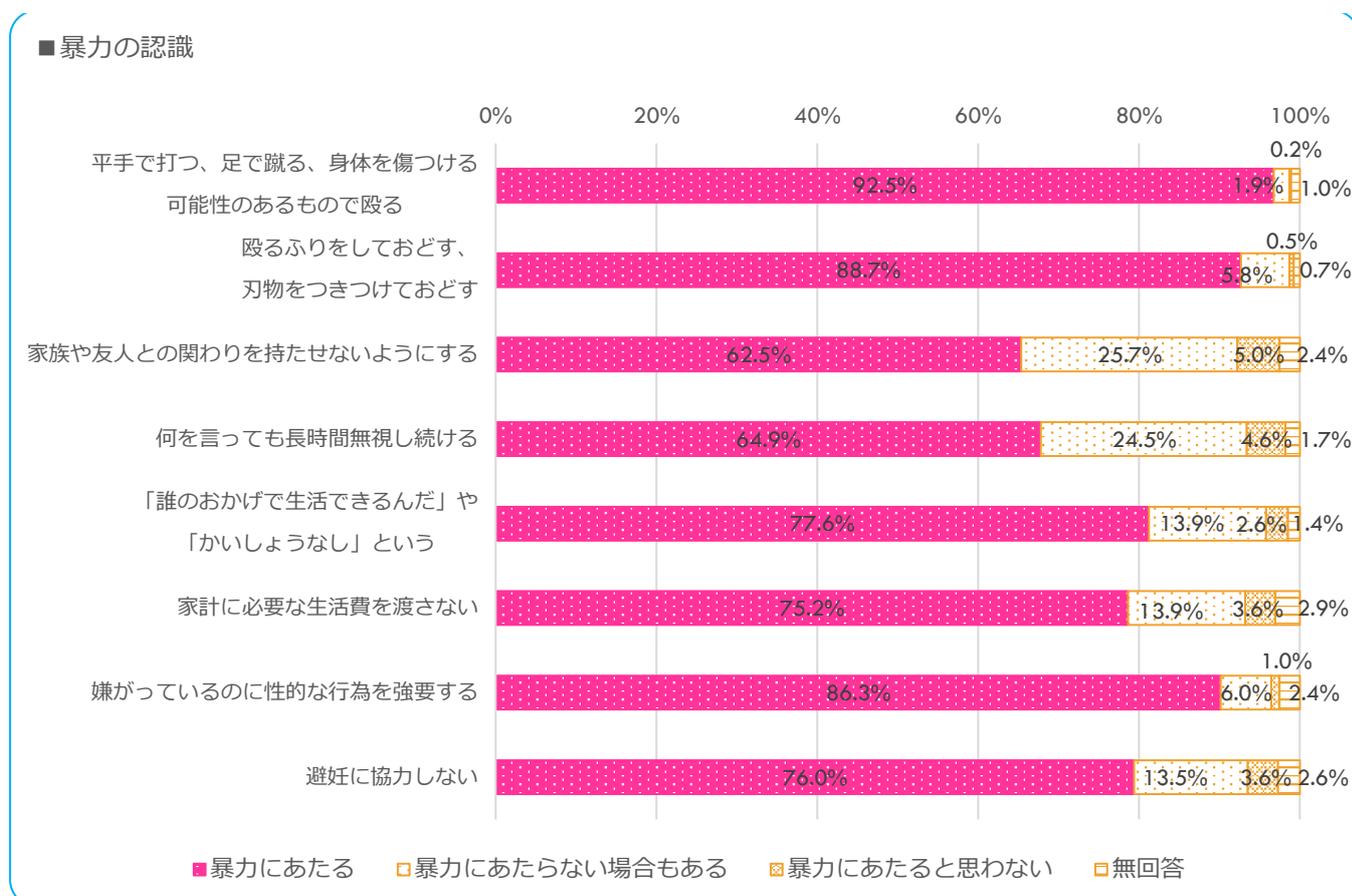
基本目標4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します

施策の方針1 暴力や人権侵害の根絶に向けた意識啓発と情報提供

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、村民一人ひとりの人権が尊重されることが前提となります。DVや虐待は被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。国や茨城県の男女共同参画基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられており、DV防止法も一部改正され、より厳罰化されました（令和6年4月施行）。

「美浦村民意識調査」では暴力の認識について、どの項目についても「暴力にあたる」と答えた人の割合が6割を超える結果となりました。しかし、精神的DVにあたる「家族や友人との関わりを持たせないようにする」や「何を言っても長時間無視し続ける」については「暴力にあたらない場合もある」、「暴力にあたらない」と答えた人の割合が約3割となりました。どんな行為が暴力にあたるのか等、暴力に対する啓発を図るとともに、DV被害者からの相談を受けやすくし、被害者への支援に関する情報が性別を問わず広く村民に共有されるよう取り組む必要があります。



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

「施策」

番号	施策	施策内容	担当課
52	人権週間の周知	人権週間（12月4日～12月10日）に、その意義を紹介し、人権意識を啓発します。	福祉介護課
53	人権教室の開催	児童に対し、いじめについてどう考えるか事例ビデオを見せて考えさせ、人権尊重の思想を広めます。	福祉介護課
54	高齢者の人権尊重	「敬老の日」の行事などを通じて、高齢者に対する尊敬の気持ちを高めるなど、高齢者の人権尊重や保護に取り組みます。	福祉介護課
55	子どもの人権尊重	児童相談所との連携を図り、子どもの人権尊重や保護に努めます。また、児童憲章や子どもの権利条約（「児童の権利に関する条約」を簡素化したもの）の周知に努めます。	子育て支援課
56	ノーマライゼーションの理念の浸透	障がいのあるなしに関わらず、生活しやすい社会を目指すノーマライゼーションの理念を浸透させるなど、障がい者の人権尊重や保護に取り組みます。	福祉介護課
57	DV防止のための教育・啓発	配偶者等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において、教育・啓発を行います。また、暴力が子どもに与える影響や、若者間、高齢者間の暴力についても意識啓発に努めます。	福祉介護課 企画財政課 健康増進課

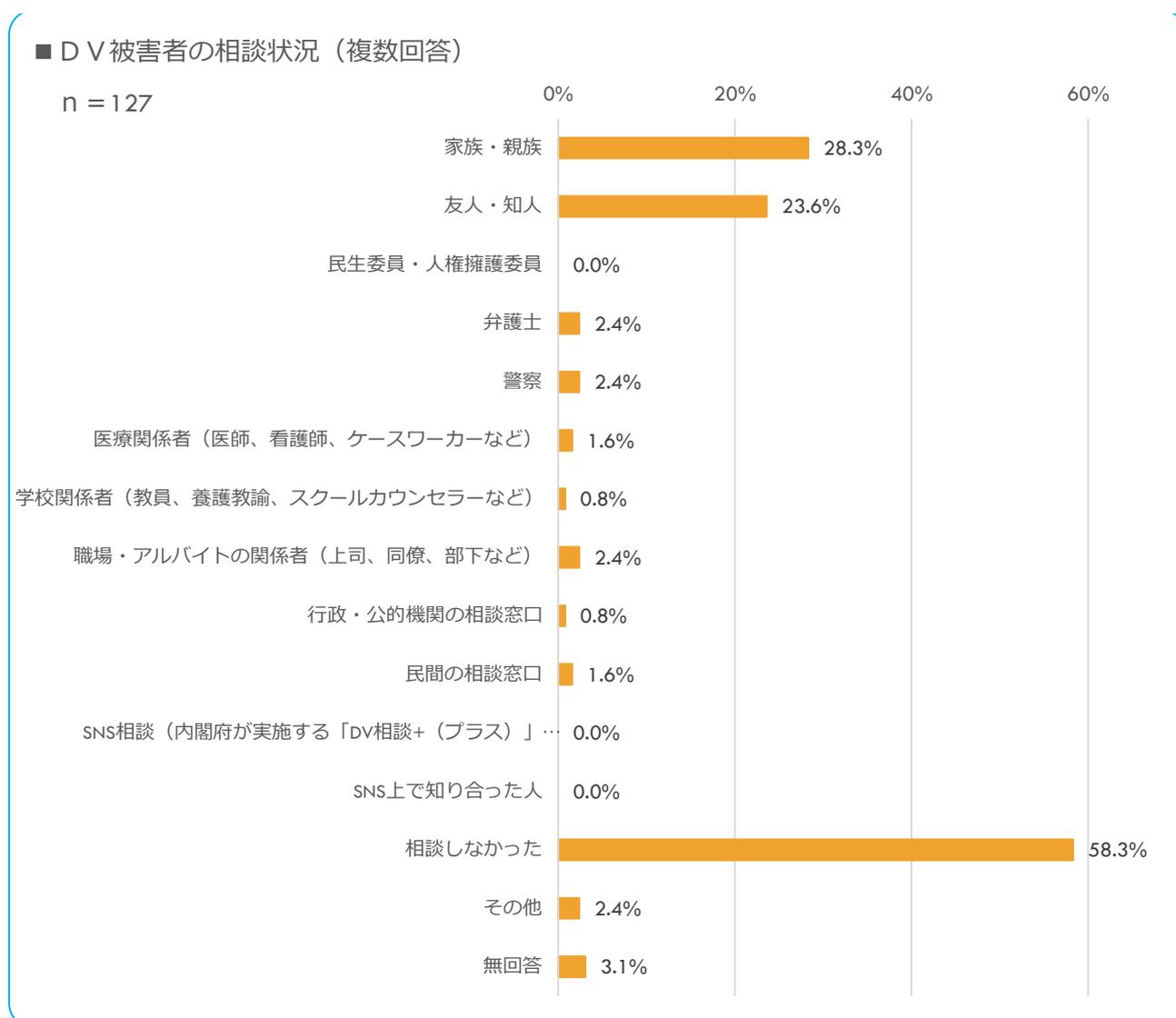
施策の方向2 相談窓口の充実と効果的な支援

【現状と課題】

DVに関する相談窓口は、被害者の置かれた危機的な状況を早急に解決し、また、今後の自立に向けた支援に繋げるための第一歩としてとても重要な機関です。

「美浦村民意識調査」では、DVを受けたことがあると回答した方の約6割が「相談しなかった」と答えています。また、「行政・公的機関」への相談は0.8%とごくわずかです。

DVの被害者だけでなく、広く村民全体に身近な相談窓口の周知を図るとともに、DVの被害者が抱える多様で複雑な問題を被害者が一人で悩むことなく、安心して相談できるよう仕組みを充実させ、相談窓口が相互に連携を図りながら一体的に支援を行えるよう、関係機関とのネットワークの強化を図ることも重要になります。



資料：男女共同参画に関する美浦村民意識調査（令和4年10月実施）

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
58	教育相談事業の充実	いじめや不登校、男女平等に関する問題など様々な相談への対応・助言の充実を図ります。	学校教育課
59	いじめ悩み相談対応の充実	いじめ悩み等における人権の侵害や、虐待等の問題に適切に対応するために、電話相談や窓口相談の設置による相談対応の充実を図ります。	学校教育課
60	児童虐待対策	「美浦村子どもを守る地域ネットワーク会議」において、児童虐待や非行、不登校など、複雑・多様化する児童虐待の未然防止や適切な対応等、一貫した支援について各関係機関と検討し、児童の健全育成を図ります。	健康増進課
61	DV相談窓口の周知	広報誌やホームページを活用し、相談窓口、相談業務の周知徹底を図ります。	福祉介護課 企画財政課 健康増進課
62	DV相談に対応する職員の研修の充実	相談窓口において、相談者に対する迅速で適切な対応を行います。また、被害者に接する職員に対し、研修等への参加を促進し、人材育成を図ります。	福祉介護課 企画財政課 健康増進課
63	DV被害者支援のための関係機関との連携強化	DV被害者への的確な支援を図るため、情報交換等を行うなど、関係機関相互による連携を強化します。	福祉介護課 企画財政課 健康増進課
64	困難な問題を抱える女性に対する相談事業の充実	生活困窮、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、関係機関と連携し、相談の充実を図ります。	福祉介護課 企画財政課 健康増進課

基本目標5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します

施策の方向1 生涯を通じた男女の健康への支援

【現状と課題】

生涯にわたって自分の身体や性に関することを自分で決める権利は基本的人権です。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上でとても重要なことです。

生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取り組みの充実を図ります。

《施策》

番号	施策	施策内容	担当課
65	男女の健康づくりへの支援	男女それぞれに生活習慣病の予防及び健康に関する事項について、正しい知識の普及を図り、自らの健康管理に対する認識と自覚を高められるよう支援します。	健康増進課
66	男女の健康管理への支援	疾病予防の意識を高め、早期発見・早期治療のために、各種健康診査・がん検診を実施します。また、女性特有の疾病を予防するため、婦人科検診及び骨粗鬆症検診の充実を図ります。	健康増進課
67	美浦村健康づくり計画(健康増進・食育推進)の策定	村民自らが健康な心とからだをつくるために必要な活動指針であり、また、その村民活動を支援するための施策を整理した第4次美浦村健康づくり計画を策定します。	健康増進課
68	「性と生殖に関する健康と権利」の普及	妊娠と出産の重要性を、男女とも正しく理解することができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の認識の浸透を図るため、情報提供に努めます。	健康増進課
69	食生活改善推進員活動の促進	村民の健康づくりの推進に寄与するため、食生活改善推進員養成講座を開催し、男女を問わず推進員の増員を図ります。また、食生活改善推進活動の充実を図ります。	健康増進課

施策の方向2 子どもや高齢者、障がい者への支援

【現状と課題】

魅力あるまちをつくるためには、子どもや高齢者、障がいを持っている方の居場所を確保し、それぞれの能力を活かすことが極めて重要です。

そのため、高齢者や障がいを持っている人が住み慣れた場所で生活し続けることが出来る環境を整え、持てる力を十分に発揮できるよう支援する必要があります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
70	老人クラブ等の活動への支援	男女とも、生涯にわたり生きがいを持ちながら生活を送ることができるよう、老人クラブ等の趣味やボランティア活動を支援します。	福祉介護課
71	シルバー人材センターへの支援	いつまでも、安定した生活を送り、社会に貢献する気持ちを持ち続けることができるよう、シルバー人材センターの運営を支援するとともに、入会を促進します。	福祉介護課
72	高齢者福祉サービスの充実	地域福祉向上の一環として、社会福祉協議会等による高齢者福祉サービスの拡充を支援します。	福祉介護課
73	障がい者に対する趣味・スポーツ活動への参加促進	障がい者を外出させるとともに、健康づくりや仲間づくりのできる場を確保するため、趣味やスポーツサークル活動への参加を促進します。	福祉介護課
74	障がい者の就労機会の確保	職業能力開発を支援するとともに、就労の場を確保するなど障がい者の自立を支援します。	福祉介護課
75	障がい者サービスの充実	地域福祉向上の一環として、社会福祉協議会等による障害福祉サービスの拡充を支援します。	福祉介護課
76	性別に偏らないスポーツ活動の促進	スポーツを通じて体力づくりができるよう、スポーツ少年団への子ども達の加入を促します。また、団体への支援を行うとともに、性別に偏らないスポーツ活動ができるよう働きかけます。	生涯学習課

基本目標 6 男女共同参画社会実現のための推進体制を整備し充実します

施策の方向 1 庁内の推進体制の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会実現の推進を図り、本計画を着実に推進し、実効性のあるものにしていくためには、部局間の連携を図るとともに、その基盤となる職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を高め、取り組むことが必要です。

男女共同参画と男女平等のさらなる推進に向けて、庁内の連携をより一層充実する必要があります。

また、「美浦村男女共同参画推進会議」を開催し、計画の進行管理にあたります。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
77	美浦村男女共同参画推進会議の開催	本村の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、事業の総合的な調整や推進、計画の進捗に関することを協議し、必要な措置を講じます。	企画財政課
78	男女共同参画推進員の配置・活用	各課に男女共同参画を推進するため推進員を置き、事業実施にあたり、男女共同参画の視点で事業の調整・検討を行います。	企画財政課

施策の方向2 村民と連携する推進体制の構築

【現状と課題】

男女共同参画社会を形成するためには、各分野において掲げた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要です。本村が直接行う取り組みだけではなく、村民がお互い協力し、行政や企業、各種の事業者等と協働して男女共同参画を共に推進していくことが重要です。

《施 策》

番号	施策	施策内容	担当課
79	村民との協働	男女共同参画社会の実現のためには、村民一人ひとりの取組みが重要であり、基本計画の策定においてパブリック・コメントの実施などにより広く村民に意見を求めるなど、意思決定過程における村民との協働を図ります。	企画財政課
80	事業者・団体等との連携	村民との連携と同様に、職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体等と連携し、事業の展開を図ります。	各課

計画推進指標の設定

本計画で掲げた基本目標がどの程度達成できたかを図るための客観的な目安として、意識調査結果や事業実績などをもとに評価する項目を選定し達成目標を設定しました。

基本目標	項目	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
1 男女の人権を尊重する意識を高めます	「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合	49.3%	60.0%
	社会全体における男女の平等感が、「平等になっている」と回答した人の割合	31.0%	40.0%
2 男女が共に仕事と子育て・生活を両立できる環境を整備します	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を聞いたことがある人の割合	50.0%	60.0%
	家庭における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	15.1%	30.0%
3 女性の人材育成を進め男女とも誰もが進んで参画できる社会を築きます	村の審議会等における女性委員の占める割合	25.5%	30.0%
	地域活動における男女の地位の平等感が「平等になっている」と回答した人の割合	24.8%	40.0%
4 暴力や人権侵害のない社会の実現を目指します	「平手で打つ」「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」を暴力として認識する人の割合	92.5% 「平手で打つ」 88.7% 「なぐるふりをしておどしたり、大声でどなる」	100.0%
	DVを受けた経験のある人のうち、「誰かに相談したことがある」と回答した人の割合	41.7%	50.0%
5 生涯を通じた男女の健康づくりを推進します	乳がん検診受診率	18.1%	35.0%
	子宮がん検診受診率	27.8%	35.0%
	大腸がん検診受診率	23.2%	35.0%

資 料

《用語解説》

用語	用語の説明
アンコンシャス・バイアス	誰しもが潜在的に持つ「無意識の偏見・思い込み」のこと。過去の経験や知識・価値観から他者に偏った判断をしてしまう現象のこと。
UN Women (UN ウィメン)	男女平等と女性の地位向上の促進に取り組む国連の専門機関。国連婦人開発基金(UNIFEM)など4機関が統合し、2017年7月に設立。本部はニューヨーク。
AI (エーアイ)	Artificial Intelligence (人工知能) の略。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが学習できるようになり、人が実現する様々な知覚や知性を人工的に再現するもの。
M字曲線	女性の年齢別の労働力(労働力人口/15歳以上の人口)を折れ線グラフにすると、20歳半ばと50歳前後に2つのピークを持つ、いわゆるM字型の曲線になることを指す。これは、結婚や出産を機に仕事を離れ、子育てがひと段落すると再び仕事に就く女性が多いことを反映している。
LGBT	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)の3つの性的思考とトランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)、各単語の頭文字をとった言葉であり、特定の性的少数者を包括的に指す総称。
エンパワーメント	一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすること。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等により役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」、「男は主要な業務、女は補助的業務」というように、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれつきの生物学的性別(セックス/SEX)がある。一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げら

	れた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダー・ギャップ指数	2006年から世界経済フォーラムが公表している、各国の男女格差を測定し、人間開発の成果におけるジェンダー不平等を表している。指標は経済・教育・政治・保険の4分野に分けられている。
ジェンダー・バイアス	男女の役割に無意識に固定的な観念を持つことや、そのために社会的な評価や扱いが差別的になることを指す言葉。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として公布・施行された10年間の時限立法。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）	性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性又はその恐れがある女性の福祉の増進を図り、支援のための施策を推進するため、令和6年4月に施行される。
セクシュアル・ハラスメント	職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により、当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害すること。異性間だけでなく同性間でも該当となる。
セクシュアル・マイノリティ	同棲に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人など、性のあり方について少数派される人々のこと。「性的マイノリティ」「性的少数者」ともいう。
ダイバーシティ	「多様性」を意味する言葉。性別や国籍、年齢などに関わりなく多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、男女が平等に、豊かで活力ある社会を実現するために、男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、国、地方自治体、国民がなすべきことを明らかにした法律で、平成11年6月に公布・施行された。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するための法律。
デートDV	恋人など交際相手（又は元交際相手）からの暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的隔離があり、若い者の間で問題になっている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある人（または親密な関係にあった人）からの暴力のこと。
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に議員立法により成立。令和6年4月に一部改正法が施行される。
ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無などにかかわらず、みんなが基本的な権利や普通の生活が保障されている状態を作るべきだという理念。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	人間の性と生殖に関する健康と権利の確立に関わる包括的な考え方のこと。リプロダクティブ・ヘルスとは、子どもを出産する女性が生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることとされ、リプロダクティブ・ライツは、女性が自らの意思で妊娠・出産等について選択できる権利を尊重し、子どもを産むための良き健康状態を享受する権利をいう。
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

策定経過

期 日	事 項	案 件
令和4年 10月31日～11月25日	男女共同参画に関する美浦村民 意識調査の実施	
令和5年11月	第3次美浦村男女共同参画計画 策定方針の決定	
令和5年 12月11日	第1回美浦村男女共同参画推進 会議	第2次計画の進捗状況及び第3 次計画の策定方針について 欠席者多数により書面にて開催
令和5年12月～ 令和6年1月	施策担当課へ調査依頼	施策の確認と修正
令和6年1月	ワーキング委員 庁内連絡会議委員	第3次計画（案）の検討
2月1日	第2回美浦村男女共同参画推進 会議	第3次計画（案）の検討
2月7日	議会説明会	第3次計画（案）の検討
2月20日～ 3月11日	パブリックコメントの実施	役場、中央公民館、みほふれ愛プ ラザ、保健センター、村HPにお いて実施
3月15日	第2回庁内連絡会議	第3次計画（最終案）の審議
3月19日	庁議	第3次計画の決定

村民参画

(1) 意識調査

「男女共同参画に関する美浦村民意識調査」

- ①調査地域・・・美浦村全域
- ②調査対象・・・村内在住の20歳以上の住民1,500人
- ③調査方法・・・郵送による配布、回収
- ④調査時期・・・令和4年10月31日から11月25日
- ⑤有効回収数・・・416人
- ⑥有効回収率・・・27.7%

「美浦村総合計画等に関するアンケート（2022）中学生用」

- ①調査対象者・・・美浦中学校生徒324人
- ②調査方法・・・総合計画WEBアンケートに追加して実施
- ③調査時期・・・令和4年11月から12月
- ④有効回収数・・・260人
- ⑤有効回収率・・・80.2%

(2) パブリックコメント制度（意見公募）

実施期間・・・令和6年2月20日から3月11日

閲覧場所・・・美浦村役場企画財政課、中央公民館窓口、保健センター
ふれ愛プラザ、美浦村ホームページ

意見提出方法・・・窓口へ直接持参、閲覧場所に設置された回収箱への投函
郵送、FAX、電子メール

意見提出者数・・・1名

意見件数・・・3件

美浦村男女共同参画推進会議要綱

(設置)

第1条 本村における男女共同参画を推進し、男女共同参画計画の策定及び進行管理をするため、美浦村男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(掌握事項)

第2条 推進会議は次の各号に掲げる事項を掌握する。

- (1) 男女共同参画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の推進管理に関すること。
- (3) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 推進会議は10人以内の委員をもって構成する。

2 推進会議は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他村長が特に必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再移植を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

美浦村男女共同参画推進会議委員名簿

No.	役 職	氏 名
1	学識経験者（美浦村教育長職務代理者）	小松 正樹
2	美浦村人権擁護委員	内田 光子
3	美浦村民生委員児童委員協議会長	大竹 常雄
4	共に輝くみほの会会長	松山 和子
5	美浦村商工会女性部長	松本 美枝子
6	大好き美浦村ネットワーカー協議会会長	松本 政幸
7	美浦幼稚園PTA会長	古川 弥生
8	大谷保育所保護者会長	石橋 和久
9	木原保育所保護者会長	小泉 英明

第3次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議設置要項

(設置)

第1条 本村の第3次美浦村男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定について、総合的、効果的に推進するため第3次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(掌握事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 本村の男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| (1) 総務課長 | (8) 福祉介護課長 | (15) 上下水道課長 |
| (2) 企画財政課長 | (9) 健康増進課長 | (16) 学校教育課長 |
| (3) 税務課長 | (10) 国保年金課長 | (17) 生涯学習課長 |
| (4) 収納課長 | (11) 保育所長 | (18) 幼稚園長 |
| (5) 住民課長 | (12) 都市建設課長 | (19) 子育て支援課長 |
| (6) 会計課長 | (13) 経済課長 | |
| (7) 議会事務局長 | (14) 生活安全課長 | |

(任期)

第4条 委員の任期は令和6年3月31日までとする。

(会議)

第5条 連絡会議は、企画財政課長が主宰し必要に応じ開催する。

- 2 企画財政課長は、必要があると認められた時は、連絡会議に構成員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 連絡会議に、第2条に規定する事項の調査・検討を行うためのワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームのメンバー及び運営については、別に定める。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、企画財政課が行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年11月6日から施行する。

第3次美浦村男女共同参画計画策定庁内連絡会議委員名簿

職 名	氏 名
総務課長	笹倉 英雄
企画財政課長	大竹 裕幸
税務課長	佐藤 大吾
収納課長	成嶋 幸子
住民課長	中島 紀美江
福祉介護課	葉梨 美穂
健康増進課長	葉梨 裕美
国保年金課長	浅野 洋子
都市建設課長	米澤 稔
経済課長兼農業委員会事務局長	正慶 将暢
生活安全課長	富田 正寿
上下水道課長	飯田 和徳
会計課	圓城 達也
議会事務局	柳堀 浩
学校教育課長	松葉 時男
子育て支援課長	福田 浩子
生涯学習課長	石川 大志
幼稚園長	矢崎 和子
大谷保育所長	広瀬 良子
木原保育所長	鈴木 玉恵

第3次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 本村の第3次美浦村男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）の策定に関する調査・検討をするため、第3次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」）を設置する。

(掌握事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に必要な調査・検討
- (2) 男女共同参画計画に関する調査・検討
- (3) その他必要と認められること

(委員)

第3条 ワーキングチームは、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、職員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(会議)

第5条 ワーキングチームは、企画財政課長が主宰し必要に応じ招集する。

2 企画財政課長は、必要があると認められたときは、ワーキングチームに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、企画財政課長が定める。

附 則

この要項は、令和5年11月6日から施行する。

第3次美浦村男女共同参画計画策定ワーキングチーム委員名簿

所 属	職 名	氏 名
総務課	係長	小川 朋子
企画財政課	係長	坂本 真希
税務課	係長	梶 詩子
収納課	主任	林 知美
住民課	主任	林 由理
福祉介護課	係長	伊藤 恵子
健康増進課	保健師	豊田 郁代
国保年金課	主任	湯原 諒子
都市建設課	主事	知久 涼兵
経済課	主任	林 伸浩
生活安全課	係長	松山 晋
上下水道課	主任	大野 航平
会計課	係長	小口 敏志
議会事務局	主任	田代 恭子
学校教育課	主任	岡田 加奈
子育て支援課	主事	廣瀬 優香
生涯学習課	係長	花家 賢美
幼稚園	主査	星野 朋恵
大谷保育所	保育士	栗山 由衣
木原保育所	保育士	田沼 寿美

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

国連総会採択 1979年12月18日
日本批准 1985年6月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人

民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することによ

り、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会

的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期

は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内

(b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有

する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

[第六部略]

男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

(同日公布、施行)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその

他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和五年法律第三十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の

実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、

その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算し

て一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記

録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけることと

び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に

代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあつては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあつては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第三百三十三条の二第五項及び第六項、第三百三十三条の三第二項、第五百五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第六十 条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第六十 条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第六十 条の二第 一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第六十 条の二第 二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二五 条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二五 条第四 項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二三 一条の 三第二 項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二六 一条第 四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十條及び第十條の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三條の二第五項及び第六項、第百三十三條の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二條の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七條の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十條の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百四十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

最終改正：令和四年法律第十二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する

施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の

権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改

正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十五年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

最終改正：令和四年法律第六十六号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同

じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支

援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内に

おいて、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定
公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置

については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により策定

平成22年6月29日 仕事と生活の調和推進官民トップ会議の合意により改定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・ 安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・ 仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・ 仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の働き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進める必要がある。

（企業と働く者）

（1）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（2）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（3）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（4）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日

茨城県条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急を実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念ののっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念ののっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第 19 条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和 38 年茨城県条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第3次美浦村男女共同参画計画

発行 茨城県 美浦村

事務局 総務部企画財政課

〒300-0492

茨城県稲敷郡美浦村大字受領 1515 番地

TEL 029-885-0340 (代)

FAX 029-885-4953

E-mail info@vill.miho.lg.jp

URL <http://www.vill.miho.lg.jp/>

発行年月 令和6年3月